

第3回佐用町議会〔定例〕会議録（第2日）

平成17年12月5日（月曜日）

出席議員 (52名)	1番	高見誠規	2番	笹田鈴香
	3番	井口春美	4番	小松博之
	5番	吉井秀美	6番	木村愼吾
	7番	青木宏	8番	井上洋文
	9番	福本利基	10番	高木照雄
	11番	岡本安夫	12番	矢内作夫
	13番	広畑寛	14番	石黒永剛
	15番	森本和生	16番	川田真悟
	17番	片山武憲	18番	中井恒治
	19番	岡本義次	20番	反橋護
	21番	山本幹雄	22番	山田敏雄
	23番	大下吉三郎	24番	坂本順子
	25番	山田弘治	26番	竹内茂吉
	27番	石原俊一	28番	鍋島裕文
	29番	廣瀬武志	30番	大下東一
	31番	西岡正	32番	山本重夫
	33番	森本和昭	34番	西田政幸
	35番	目黒有博	36番	森崎龍二
	37番	西尾誠	38番	巴忠重
	39番	塩崎幸夫		
	41番	敏森正勝	42番	山田勇
	43番	新田俊一	44番	幸田孝美
	45番	植戸勝治	46番	金谷英志
	47番	松尾文雄	48番	西本俊秀
	49番	廣瀬福市	50番	笠間満
	51番	大久保宏務		
53番	猪口久雄	54番	梶原義正	

欠席議員 (2名)	40番	中尾正俊	52番	新田新一
早退議員 (2名)	36番	森崎龍二	午後早退	
	39番	塩崎幸夫	午後途中早退	
事務局出席 職員職氏名	事務局長	岡本一良	事務局副局長	谷村忠則
	書記	坂上晴幸		
説明のため 出席した者 の職氏名 (28名)	町長	庵道典章	教育長	衣笠孝
			総務課長	小林隆俊
	財政課長	小河正文	まちづくり課長	南上透
	生涯学習課長	岸井春乗	出納室長	小笹和則
	税務課長	大橋正毅	住民課長	山口良一
	健康課長	達見一夫	福祉課長	内山導男
	スポーツ振興課長	井村均	農林振興課長	大久保八郎
	建設課長	野村正明	住宅管理課長	田村章憲
	地籍調査課長	清水好一	商工観光課長	芳原廣史
	農業共済課長	城内哲久	下水道課長	寺本康二
	水道課長	西田建一	クリーンセンター所長	森脇正洋
	教育委員会総務課長	山口清	教育委員会教育推進課長	芳原清和
	消防長	加藤隆久	上月支所長	金谷幹夫
	南光支所長	森崎文和	三日月支所長	飯田敏晴
	天文台公園課長	杉本幸六		
欠席者 (1名)	天文台長	黒田武彦		
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 10 時 00 分 開会

議長（梶原義正君） それでは、あの、おはようございます。早朝よりおそろいで御出席を賜り、誠に御苦労様でございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、中尾議員、そして新田議員から、それぞれ欠席の届けが出ております。それから、当局側では天文台公園の黒田園長から欠席の届出が出ておりますので報告いたしておきます。

直ちに日程に入ります。日程第 1 は、引き続き一般質問を行います。32 番、山本重夫君。

〔山本君 登壇〕

32 番（山本重夫君） おはようございます。32 番議席の山本重夫です。

中三河佐用線改良について、町長の見解を求めるものであります。

質問に先立ち、この路線の改良に庵途町長は積極的かつ強力に進めると表明されることに、万項の敬意を表します。と同時に、これを踏まえて、私は質問を申し上げるものであります。中三河を基点として長谷地区を縦断し、口長谷に至るこの路線、古きを訪ねてみますと、古くは古代大和文化と出雲文化の接点として、今なおその色を濃く残しております。下って、中世以降、伯耆因幡、美作そしてこの西播磨から京、大阪への往来が多くあるにつれて、表街道の因幡街道の裏街道としてのみならず、平福から京、大阪への近道として、昼夜を問わず旅人の足の途絶えたことはなかったことは、多くの文書に残っているとあります。世が乱れ戦乱の時代、あるいは先の大戦までは、軍事的にも重要視され、路線中最大の難所であります桜坂峠は、新道、旧道、新旧二筋の道がクロスして通っておりますけれども、新道と呼ばれる新しい道は、大正時代陸軍省の意向によって改良されたもんだと言われております。歴史を辿ればこの路線は地域住民の生活道路にとどまらず、中国地方、山陰地方、そしてこの地方に文化産業経済、更には軍事的価値すら高い道路でありまして、その時々、その時代のニーズに応じ、大きな役割を果たしてきた路線であります。しかるに、昭和 30 年代、自動車社会の到来とともにこの路線は忘れられた存在となり、県道という名のみ残して、今や廃道に近い現況の部分が大部分を占めております。今、佐用町は新佐用町としてその 1 歩を踏み出す新しい時代の幕開けであります。新佐用町のまちづくりをどう展開していくか、この地方の反映をどう築いていくのか、こういうことを考えるときに、この中三河佐用線はまた新しい時代に非常に重要な役割を果たす路線だと考えるわけであります。この路線の改良なくして新しい新生佐用町のまちづくりは考えられないと思います。この道路の改良はまさに新しい時代の声であります。声を聞かなくてはならないと考えます。

これを踏まえて、以下具体的な質問に入ります。

まず、この路線改良は、改良を推進すると表明されております庵途町長は、この改良がなぜ必要とお考えになってらっしゃるか、改めてお聞きしたいと思います。新し

い事業の展開は、まず十分な現状の把握、問題点の整備がなされ、そこからさらに新しい時代の展開が図られると思います。十分な現状分析と問題点の把握に、事業の完成により問題点の解消が図れるかどうか、あるいは、さらに新しい効果がどう期待されるか。これが、なぜ（聴取不能）につながってくると考えます。この観点から新時代のスタートラインに立つ佐用町長として、中三河佐用線の改良がなぜ必要か、改めてその見解をお聞きしたいと思います。

第 2 点目、該当路線の総延長と、そのうち改良しようとする区間とその延長はどのくらいになるか。これも改めてお聞きしたいと思います。

次に、改良を必要とする区間を全面改良とするならば、総事業費は一体どのくらいになるか。概算としてお考えになっていらっしゃるか、お聞きしたいと思います。

最後に、この事業推進のプロセスをどう構築していくか。また、そのうち第一に着手しなければならないのは何か。それはなぜか。また、その第一歩はいつから着手されるのか。

以上の点につき、町長の明快な答弁を求めるものであります。

議長（梶原義正君） はい、町長の答弁を求めます。

町長（庵逄典章君） はい。おはようございます。それでは、改めまして皆さん、おはようございます。どうも今日は本当に寒い日になりましたけども、今日一日また一般質問でひとつよろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず山本議員からの御質問に対してお答えをさせていただきます。

まずあの、順次質問がありますので、それに、その通告に基づきましてお答えをさせていただきますが、まず、当該路線改良についてどのような観点からその必要性を感じているかということでございます。本路線は中三河地区長谷、直線距離で佐用町の市街地への最短ルートとなります。当然、消防署、中国道佐用インター、あるいは国道 373 号への最短のアクセス道路であるわけでありまして、まあ、そういった観点から本路線の改良は広くなった佐用町の一体性の確保と、地域間格差の是正にとって非常に大きな意義のある路線ではないかというふうに認識をいたしております。また、改良を要する延長ということでございますが、改良を要する総延長につきましては、現状でのですね、車両が通行不能な距離は約まあ 2 キロくらいではないかというふうに承知をいたしておりますけれども、奥長谷地区内においてもまだ未改良の部分がたくさん残っております。またこの路線をですね、例えばこれはあの県道でありまして、まあどのような、まあ位置づけで、どのような規格の道路にしていくかということ、改良区画というものが決まってくるわけでございますけれども、まああの 2 車線の道路ということ、考えていきますとですね、まだまだたくさん相当数の改良区間があるというふうに思っております。まあ、しかし、現時点におきましてはですね、まあそういう計画につきましてはまだ全く白紙の状態でありまして、これからこの路線についていろいろと検討をしながら県当局へお願いをし、まあ事業化に向けて一步一步進めていくということでございます。まあそういうこと、以下についての、その後、3 番から 4 番についてのですね、御質問につきましてはですね、これからまず過去の取組みの課題整理とか、これまでいろいろとまあ地域においても要望、運動、要望活動されてきたということも聞いておりますので、まあそういう運動のこれまでの経過、また反省点を地域の皆さんとともにですね、考えて、本路線の重要性を連携をして県当局にですね、要望していきたいというふうに考えております。まあそういう現段階でございますので、まああの議員におかれましてはですね、今後

この取組みについての御協力をひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。
以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔山本君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、山本君。

32 番（山本重夫君） まず、なぜこの改良が必要かという点につきまして、先ほどまあ答弁があったわけでありまして、私は実は 14 年前、旧町会においてこの問題を取り上げて以来、14 年になるわけです。で、今の町長の答弁では、その当時私が取り上げた問題点とほぼ同じでありまして、そういう意味ではまあ喜ぶべきか、少し不満足かという感じになってきます。新しい町として考えた場合、その当時の私の必要と考えた点から推し進めると、特に私自身はまた新しい必要性も考えも湧き上がってくるわけです。具体的に申しますと、今まで取り上げた中で私が反省しているわけですが、今になって考えますと、例えば長谷地区、これは東西に抜ける道がないわけでありまして、要するに袋小路のような感じも受けるわけでありまして、改良されますと、要するにそういう地域的な制約というのが大きくまた産業面、経済面において発展できるのではないかと、こういう観点も必要ではないかと思っております。さらに、昨日までの質問の中でもいろいろと直産物、あるいは観光面からの議論もされましたけれども、より今点在しているところを、大きく点在しているところを結びつける、そういう観光産業的な結びつきということも新しい観点からぜひ必要ではないかと、まあいろいろこういう新しい考え方からどうしても新しい町づくりのために必要ではないかと、こういうようにも考えられますので、改めてその辺の町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

それから、今までの経過には十分まあ検討されてない、今後検討するということがありますけれども、少なくとも概算どのくらいな事業費は必要と考えられるかということ質問申し上げているわけですが、その辺の答弁ちょっと聞き逃しておりますのでお聞きしたいと思っております。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵造典章君） はい。まあ、この路線の意義ですね、もうこのことにつきましては相当その新町にとりまして、先ほど答弁させていただきましたように、一口で言えば、もうこの一体性の確保ということ。まあこの中にですね、そういう地域の皆さんの日常の生活の利便性と同時に、新町におきましていろいろとその地域間の連携をしていく。また、いろんなこの施設の今後、産業面、また観光面でもですね、そういうその振興にもこの人々の移動、またそういう連携、結びつきを強くしていく、そういう面で非常にまあ先ほど答弁させていただきましたように、距離的にも身近、非常に最短距離になりますし、またあの、旧南光町の地形から見てですね、千種川沿いに大きなまあその一本の道路があって、非常に細長い地形になっております。で、それから左右に延びる、出て行く道が非常に少ないわけですね。まあそういう点からですね、地域の今、地形的な格差というものを是正していくことが今後新町にとって一体的な、いろいろな施策を展開していく上でも、ひとつの基本になる資本、道路です。まあそういう面で非常にまあ重要な意義のある道路であるという認識をいたしておりますので、まああの、山本議員がおっしゃる、言われることについてはですね、

私も基本的に同じ考え方で認識をいたしております。

またあの、総事業費についてね、今お答えしましたように、あの、これは基本的に県道でありまして、県の事業としてこれから取り組んでいただくようお願いをしていく道路です。で、その道路の規格についても、どういうふうな手法でやっていくのか、これによってもう事業費は非常に大きく変わってくると思います。ま、トンネル、現在できますのは峠のところをですね、トンネル化をするのか、現道の掘割のような形で改良していくのか。また、2車線道路に先ほど言いましたような道路で考えられるのか。まあ、1.5車線のような道路になるのかですね、そういう点において非常にあの大きな差が出てきますから、現在の段階においてね、総事業費いくらだと、ぐらしかかるんじゃないですかということをおし上げる段階ではないと思います。これは総事業費がいくらだからできる、いくらじゃなければできないという話ではありませんので、この点についてはね、私先ほど申し上げ、答弁させていただいたことで御理解いただきたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、山本君。

32番（山本重夫君） はい。まず、この事業を（聴取不能）場合、一応、一番大事なことは地域住民の理解が一番、地域住民の理解と協力、そして地域住民の熱意が必要だと思います。そういう観点から事業を進める一番第一歩は、私は地域住民に十分理解をいただく、ここから始められたならいいと思いますが、その点について全く触れられていないのですね、事業を展開する上で一番最初に取り組むべき事項はそこからじゃないかと、このように考えますけども、町長の見解をお願いします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） はい。あの、このことはもう既に地域の住民の皆さんが非常に長年にわたってですね、要望をされ、熱望されているというふうにお聞きいたしておりますしね、山本議員からもそういうふうにああお話があったと思うんです。だから、当然まあ地域住民は理解というのは、その道路の必要性ということについてもう理解をされた上で、理解をするというか、もう必要性ということをお十分に皆さんが要望されてるということで、まああの、後はこのことを事業化していくためには県当局、これ県の方においてはまだこの路線をですね、今後の事業計画の中のひとつの事業としては組み入れられてない状況なんですね、まだ。それを、その事業化に向けてまず、県当局に取り上げていただくということを地域とともにですね、皆さんとともにこれを要望していかなくちゃいけないということでもあります。また実際にまあそれはあの、事業化になればですね、地権者等、地域の皆さんの土地に対する、そういう事業に対する協力というものは当然なければできませんけれども、現段階において私は地域住民の皆さんはそういう全員が想いでおられるというふうにお考えしております。

〔山本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、山本君。

32 番（山本重夫君） まず、質問の中身が変わりますけれども、どこから改良していかなくてはならないか、着手しなければならないかという問題であります。口長谷から奥長谷までの約 6 キロとしますと、そのうちの 4 キロぐらいはかなりまあ整備をされているんじゃないか。残り田坪までが 2 キロぐらいはまだ整備されていない。田坪から奥、約 1 キロで通称まあ、かいそうぐちと言われている道の分かれ道がありますが、そこまでは林道のような形で改修をされておる。それから、桜わた方面には全くまあ手付かずの状態、特にまあ昨年からの風倒木で歩いて通ることは全くできない状態の部分が残されておりますが。まず、私は田坪までは少なくとも早期に改良すべきやないかと。この中三河佐用線の改良の一番最初は、やはり田坪までの整備というのを早急にこれ急がなくてはならんんじゃないかと、このように思いますけども、町長の見解をお聞きします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） あの、奥長谷地区におきましてはですね、これまで旧佐用町におきまして、まあ県道として、そして生活道路としてですね、早期の改良を要望してずっと取り組んできたわけでございます。まあ、それが、まあまだ全線が改良していない、できておりませんのでね、この点につきましては、この全線が中三河佐用線ということになりますけどもね、それと同時に今生活されておられる前からの、あの奥長谷線の生活道路としてもですね、引き続いて早期の全線の改良、これはもうまず取り組んでいかなければならない問題です。それと前線のまた峠のなりの、どういうふうに今通行不能というんですか、車両を通れない部分をどうするのか。そして、中三河との結んだこの中三河佐用線を県の、その全線のね、事業化という形に向けて取り組んでいくと。まあ、この 2 つ、両方でやっていかなきゃいけない課題だろうというふうに思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、山本君。

32 番（山本重夫君） 県道中三河佐用線の改良について、その必要性を取り上げてきてから、私 14 年と申しましたけども、新佐用町議会において今日が初めてでございますので、今後この事業の推進に合わせて、今後とも質問するというところで、今日のところは質問をおきます。

議長（梶原義正君） 以上で山本重夫君の発言は終わりました。続いて、新田俊一君。

〔新田君 登壇〕

43 番（新田俊一君） 43 番、新田俊一でございます。ただいまから一般質問をさせていただきます。

第 1 番目でございますけども、循環型社会拠点施設についてお伺いをいたします。西播磨テクノポリス圏域に、大型ゴミ処理施設の建設が予定されています。当初は、西播磨環境事務組合を西播磨 11 町で構成されていましたが、合併により最終的には 2

市 2 町となると思われます。構成町の枠組みが変わることにより、行財政改革を進める各市町において、現在 11 町協で協定されていることが、将来も継続していけるか、いけないのか。もし、継続していけないのであれば、資金の調達、今後の運営資金はどのようなのか。また、炉の大きさも変わってくるのではないかと。町長の所見をお伺いいたします。

2 点目ですけれども、大型ゴミ処理施設による周辺整備についてお伺いをします。

平成 22 年までに供用開始と伺っておりますが、現在の状況で計画どおり進めることができるのか。また、生活道路や進入路については、どのような計画になっているのか。地域住民にとっては周辺整備が不可欠であると思うが、地域住民の希望どおり遂行していけるのかどうか。もし、希望どおりできないのであれば、関係集落との協定も難しくなり、平成 22 年の供用開始も遅れてくるのではないかとと思いますが、町長の見解をお伺いします。

この場での質問を終わり、自席でまたお伺いしたいと思っております。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、議長。それでは、新田議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

循環型社会拠点施設の建設についてでございますが、御質問のように当初 11 町で構成されていた組合でございますが、来年 4 月にはですね、通告書では 2 市 2 町と言われておりますけれども、3 市、姫路市・たつの市・宍粟市、そして、佐用町、上郡町。この 3 市 2 町の構成になるということでございます。特にまあ問題になりますのが、旧新宮町、安富町の扱いであると認識しておりますけれども、まあ 11 町でですね、この枠組みでこの事業を進めていくと。今後の合併による市町の枠組みのいかに係わらずですね、当初の 11 町の枠組みで進めていくという協定を結んでおります。まあ、そういうことでございますので、現段階におきましては、もうこの 3 市、今後ですね、2 町の枠組みで継続ができる方向で協議を進めていきたいというふうに考えておりますので、まああの、現段階において継続できないことを前提としたですね、答弁は差し控えさせていただきますというふうに思っております。

それから、2 点目の周辺整備につきましてでは、まあ進入路の件は具体的な計画にはまだ至っておりませんが、当然あの、新しいですね、この建設予定地までの道路を建設をするということで、三原の地区の方からですね、建設を予定すること、道路を建設するという予定にはなっております。それから、その周辺集落の整備につきましては、地元関係集落からですね、要望をいただいて協議をしておりますけれども、すべてをですね、要望すべてを実施するというはとうてい無理でございますけれども、できる限り組合といたしましては努力をして関係集落の御理解を得れるように、今、鋭意協議を、話し合いを進めているところで、まあ合意をしていただければ、まず環境保全協定を締結をさせていただきたいというふうに考えております。

まあ、もしですね、この関係集落との協定が延びるようなことがあれば、まあ当然今、あの、これからの建設に要する時間、日程を考えますとですね、まあ遅れるということも、これはありうることだというふうに思いますけれども、まあ何とか今の計画では平成 22 年 4 月共用開始ということに向けて努力をしているということで御理解をさせていただきたいと思っております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、新田君。

43 番（新田俊一君） 関係 6 集落の方、光都との話し合いなんかについて、漠然としたあの答弁しかないわけなんですけども、相当こう長い間協議されてる思うんですけども、だいたいどの程度進んでおるのかね、その辺のどこちょっとお伺いしたいと思うんですけども。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、関係 6 集落ということで、一応あの、周辺、まああの今建設の予定地からですね、距離的に一応設定をいたしまして、6 集落を直接の関係集落という形で同意をいただきたいということでのお話をさせていただいております。まあ、その 6 集落におきましては、各周辺整備という形で各集落よりですね、この建設に当たりましての地域の、まあ要望事項、まあ道路の改良でありますとか、また災害に対してまあその水路なんかの改修、また地域のまあ集会施設等ですね、改修等、そういうことも含めて各集落ごとにまあ要望書を、要望事項をいただいて、そして組合の方ですね、どこまでまあこの周辺整備事業として取り上げることができるかということで協議をいたしております。

まあ、そのことをもってですね、再度関係集落の方に回答をさせていただいて、まああの、またこの施設の基本的な内容ですね、まあ今までにも説明をいたしておりますけれども、流動床ガス化熔融炉というそういう形式でやっていこうということが決まりましたので、まあその形式で、その炉の説明。そして、皆さん方が一番心配される、いわゆる公害の問題ですね、有害物の発生はということで、ほとんどまあ影響の、環境に影響のない施設として建設をしていくというような炉の建設内容、あの施設の内容等にも加えて一緒に説明をさせていただいて、だいたい基本的な合意を得れる現段階まできております。で、環境協定ということで、今後建設した場合にですね、環境をもしいろんな影響があったときにはどういうふうに対処していくかということを含めたですね、環境協定というものを結ぶわけですけども、それについてはこの 13 日にですね、関係 6 集落全員の自治会長さんにお集まりをいただいてですね、最終的にこれで同意をいただく、あの皆さんがまず基本的な話、項目については理解をしようということをお願いいただければ、もうその段階で基本協定が結べるということになります。その基本協定を結んだ上でですね、今後計画、実際のあの計画に入りまして、その計画に基づいて今後はいろいろな、ひとつひとつの道路、建設時点での協定、そしてその施設の運転をしていく上でですね、国の環境基準等があるんですけども、それ以上のやっぱり厳しい環境、協定をですね、結ぼうと、運転基準を作ろうということにしておりますので、まあそういう運転基準等においても、まあ地域の皆さんにも十分に説明をし、協議をしながら決めるということにしておりますので、そういうことで関係 6 集落と言われる周辺地域については、私も先般 6 集落全部回ってお話をさせていただきましたけれども、まあいろいろとその基本的にもこの事業に反対と言う方は中にはいらっしゃるんですけども、集落全体としての協議の中ではまあやむを得ないんじゃないかなというところまではきているというふうに私は現在認識をし

ております。

ただ、あの光都の住民の皆さん、また鞍居地区の方からも反対ということが上がっているということなんですけども、この点についてはですね、当初からお話の、お話をさせていただいているように、まああの 4 キロ、5 キロ離れたところまでの影響ということについてはですね、これはあの説明はしていきますけれども、あのその地域から、あの同意を得ると、同意書をいただくというような形までは必要ないと。説明によって御理解をいただくということで、まあ考えております。あの、そのことについてはいろんな質問があることについてはいちいち回答を、文書で回答をさせていただいてですね、御理解を得るようにまあ努力をしていく、そういうふうに御理解いただきたいと思います。

以上です。

〔新田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、新田君。

43 番（新田俊一君） 先ほどの質問と若干あの通ずるところがあるかとは思いますが、現在の西播磨環境事務組合の枠組みで計画方法を変更なしで施設の工事に着手し、ほとんどぐらいのごみ焼却炉をもし早めに発注した場合ですね、もし先ほどはこのまま 11 町協の枠組みのままでいくんだというお話でございましたけども、巷の噂では旧安富町が姫路市と合併すれば抜けるんじゃないかというような話もありますし、旧新宮町においてもそういうようなことを若干噂としてはお聞きしておるんですけども、もし現事務組合から離脱するということになれば、工事費の無駄遣いとなるのではないのでしょうか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。あの、確かにですね、今、安富町が姫路市に編入されることによって、まあ姫路市の方からですね、合併協定においてはこの西播磨環境事務組合に継続して加入するということが協定は結ばれてるんですけども、合併協定ではですね。そのことを変更して、無視してですね、まあこれからこの事業にもう参加することは、継続することはできないというような話が出ていることは確かです。しかし、その枠組みについてですね、この当然、議会等の承認も得、姫路市においてもそのことが確定をしなければいけないわけです。で、4 月に合併編入されるということになりますとですね、この組合の構成についてもその私たちの佐用町議会においても、この 3 月の議会でその姫路市に合併するというのをですね、承認し、またその枠組みが変更したということも承認いただかなきゃいけない。姫路市においてもその手続きがいります。どこの町においても全部要るわけですね。で、そのことをそのするためには特にあの、来年度の予算もことありますし、この 12 月中ぐらいにはですね、はっきりとまあその予定を、そういう状況、枠組みについての確認をして、議会に提出できるようなそういうその確認ができないと、その事業を進めることはできません。ですからあの、当然そのこれからですね、いろいろな、具体的なあの、例えばあの設計を発注したりですね、工事を発注していくということの前提としては、そういうそ

の姫路市等においても今問題になっていることも解決した上で進めていくということです。何もそれを解決なしにですね、確認がなしに、見切り発車でですね、どんどん進めていくということは考えておりません。だから、早期にこの問題も確認をし、またもし、もうひとつはまあ、たつの市ですね、においてもこれを継続して、ちゃんと梓組みの中であの一緒にこの組合として継続して事業を進めていくことを、そういう確認を得た上でですね、当然進めるということですので、新田議員御心配のことについては、十分留意して進めてまいります。

〔新田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、新田君。

43 番（新田俊一君） 関係あの 6 集落は、環境保全と周辺整備について強い要望と強い関心を持ってると思います。したがって、予算がないからできないとか、集落によって格差が生じたりはしませんか。お伺いします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。まああの、6 集落においてもですね、まあ、どうしても地形的な問題とか距離的な問題で、その同じような状況ではないんですね。で、あの、そういう中で、まあその、この事業について御理解をいただくためにも、まあ施設ができることによって周辺も整理がされ、また地域の振興にも役立つ、寄与できるということも、やはり事業を理解いただく上ではそういうことで努力しなきゃいけないということなんですけども、ただこういう、まあいわゆる迷惑施設と言われるものにおいてもですね、皆さんに何でもまあその要望があればすべてその要望を捉えて、こちらが組合として、事業者としてですね、取り上げていくというわけにはまいりません。まあ、このことについてはほかにも下水道の施設とか各町でもいろいろと今までそういう施設を建設してくる中でですね、地域の皆さんにも御協力をいただく、御理解をいただくという範囲はですね、まあ、組合として取り上げれる範囲というものを、まああるいは常識的なところで御理解いただかないとですね、まあいわゆる、まあ何でも無理だということまで取り上げるということではできませんので、そのことは私も説明の中でですね、地域の皆さんにも関係集落の皆さんにも説明の中でもね、お願いをしております。そういうことで、まあ基本的には道路のまあ改良、工事用道路も含めてですね、まあ生活道路の中で使わせていただきますので、まあそれが地域の皆さんの非常に長年の要望であったことが、この事業ができることによって、事業によって、まあこう実現ができるというようなところ、そういうまあ事業が主なものであって、そのことについては、あの町としてこういう施設ができる、できないに係わらず取り組んでいかなきゃいけない、そういう事業もたくさんあります。そういう中で関係・・・、この組合、2 市、今 3 町ですけども、まあその中で、あの取り上げていただいて、まあ負担をしていただいてですね、できるところと、それと佐用町としてまあ対応していかなきゃいけない部分もありますし、それからまたその事業についてはいろいろな補助事業、国や県の補助事業としてですね、取り組んでいって、そして残りの本当に町が持つ生財源の部分を、あの関係町で負担をしていくというようなことにも、形でも取り組んでいかなきゃいけませんし、そういうことでできるだけまあ地元、地域の皆さんの御要望については誠意を持って努力・対応していきますけども、

その内容についてはまあできないものは、これは無理ですよということのはっきり無理ですということも申し上げておりますし、またそれを事業を実施するに当たっては、まあ当然ですけれども、(聴取不能)関係、地元市町の負担が少しでも少ないような財源を求めてこの事業、それに対応していくという努力もいたしております。

〔新田君 挙手〕

議長(梶原義正君) はい、新田君。

43番(新田俊一君) 生活道路は、あの三原から西大畑までぐらいがまあ生活道路となると思っておるんですけども、例えば、生活道路は三ツ尾までがしないとか、三ツ尾から建設現場までの道路の新設は予算の関係で出来ないと、そういうなことにはなりませんか。ちょっとお伺いしたいと思います。

議長(梶原義正君) はい、町長。

町長(庵逄典章君) まあまだ地元の皆さんとお話をさせていただいておりますのでね、確定したことは言えませんが、先ほど言いましたように、その三原からですね、一番西大畑までですね、全線をまあそういうその周辺整備事業として捉えてできるかと、同じ規格でね、まあこのことはちょっと、これは無理ではないかなということで、まあその当然その三ツ尾からですね、今度の予定地、建設予定地までの建設段階における仮設道路のようなものを造っていかなきゃいけません。まあ、そういう計画になってるんですけどね。そういう工事用道路が当然として利用するところまではですね、ひとつ規格を、上の規格を作ると。それからあとの道路については、当然生活道路としてね、必要な条件はきちっと整備しなきゃいけないということで、まああのその辺はある程度その状況に合わせて分けさせてくださいということでお願いをしております。まああの、工事用道路と言われるのは、まあ進入道路をきちっと整備するまでの間ですね、同時にまあ造成工事等を行わなければいけませんので、まああの、既存、現在ある道路を一部工事用道路としてね、まあ利用もしていかなければならないだろうと。これはまあ工事計画の中で出てくる話なんですけども、まあそういうことに対する対応はですね、あのまあ、あとそれをうまく利用できるような形で残していきたいなという、いろいろな対応をしていきたいと思っておりますけども。この辺はそれぞれの関係集落の皆さんにもよく説明したり、御理解得れるようにね、お話をさせていただいております。

〔新田君 挙手〕

議長(梶原義正君) はい、新田君。

43番(新田俊一君) まああの、まだたくさんこう質問したいわけなんですけども、時間の関係上、また次回ということにさせていただきまして、特に環境保全と周辺整備に最大限の努力をされることをお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長(梶原義正君) 以上で新田俊一君の質問は終わりました。続いて、35番、目

黒有博君。

〔目黒君 登壇〕

35 番（目黒有博君） 35 番、日本共産党、目黒有博です。今日は 2 項目質問いたします。

1、障害児学級の助手の配置について。重度障害児を 1 人で見るのは困難と考えられる。学校生活において障害のある児童の危険防止、安全確保のための、ため、先生のほかに補助的、介助的に支援する人が必要であり、急務です。町長の見解を問う。

また、今度テクノにリハビリテーションができますが、障害児の相談の窓口、訓練施設などできるのか、お聞きします。

2、旧南光町外出支援サービスについて。町長の公約で「福祉タクシーやひまわりサービスなどの外出支援サービスを充実します」とあります。4 月以降、旧南光町方式を継続するのか。そして、この制度を佐用郡内に広めていかれるのか。町長の見解をお願いします。

以上です。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。それでは、目黒議員からの御質問に対してお答えをさせていただきます。

初めに、障害児学級の助手の配置についての御質問でございます。佐用町における障害児学級の現状でございますが、佐用中で知的障害者 1 名、肢体不自由者、不自由 1 名。上月中学校で知的障害者 2 名、いや、3 名。上津中学校で知的障害児 1 名。佐用小学校で知的障害児 3 名、情緒障害児 1 名。幕山小学校で知的障害児 1 名。久崎小学校で知的障害児 2 名。三河小学校で知的障害児 1 名。三日月小学校で知的障害児 1 名。肢体不自由児 1 名の児童生徒が現在通学をいたしております。重度の児童生徒につきましては、佐用中学校で 2 名、三日月中学校 2 名となっております。

まあ、現在ですね、それぞれ基準を満たした教員配置がなされているというふうにして思っておりますので、今、助手と言われる、まあこれはどういう形、まあ町がそれに加えてということだと思っておりますけども、助手の配置については今考えておりません。

次に、科学、西播磨科学公園都市にできます総合リハビリテーションランチの業務についてはですね、総合相談とか地域連携などもあるというふう聞いております。佐用町といたしましてもその新しくできますリハビリランチ、リハビリテーションについて協力を要請していきたいというふうにして思っております。

次に、外出支援サービスについてであります。まあ御存じのように旧町においてですね、いろいろな外出支援サービスをこれまで展開してございまして、現段階においては統一せずに旧町の支援サービスを現在継続して調整をしております。そしてまあ、来年の 4 月までにですね、これを統一するということで合併協議の中でもそういう申し合わせ・・・、あの協定になっておるところであります。まああの、実施方法につきましては、あの当初の笠間議員からの、前のですね、御質問にもお答えをさせていただきましたように、これからですね、やはり路線バス、また鉄道の位置づけ、まあ当然まあ、財源問題もでございます。非常にまあ、地域住民の皆さんの要望、ニーズの高い事業でありますので、できる限りそういう財源を確保しながらですね、総合的な見地から検討を加えて、早期に調整を図ってまいりたいというふうにして考えております。

以上、この場での答弁といたします。

〔教育委員会総務課長 山口君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、課長。

〔町長「補足等」と呼ぶ〕

教育委員会総務課長（山口清君） あの、失礼いたします。先ほどあの、町長の方から答弁申し上げたんですけども、重度の児童生徒について佐用中学校 2 名、三日月中学校 2 名と申しあげましたんですけども、私の方から町長への資料提出・・・。

〔高見君「大きい声で言うてくれ」と呼ぶ〕

教育委員会総務課長（山口清君） はい。資料提出の数値が誤りがございましたので、三日月小学校 2 名ということで御訂正をお願いしたいと思います。お詫びいたします。

〔「佐用中の 2 名はなし」と呼ぶ者あり〕

教育委員会総務課長（山口清君） はい。えっと、佐用中学校 2 名はそのままです。それで、三日月中学校 2 名と申しあげましたのを、三日月小学校 2 名と御訂正をお願いいたします。よろしく願います。

〔目黒君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、目黒君。

35 番（目黒有博君） あのまずテクノの方なんですけども、その相談の窓口を進めるように要請していきたいという。

〔高見君「聞こえへんぞ。マイク持って言えよ」と呼ぶ〕

35 番（目黒有博君） テクノの方なんですけども、あの、障害者窓口とかそういうのが具体的にはその。具体的にあの、分からないですか。あの、どういうふうになっているかというのは。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まだ、その業務の内容、またどういことをですね、また地域の中でやっていただけるのか、そういうこともまだ分かりません。ただ、まあこのことについては、当然まあ近くにそういう立派な施設ができるんですから、地域の皆さんにも十分活用していただいたり、また、あの、一緒に連携できるようなですね、ことで研究をしていきたいと思っておりますから、こちらからまた県の方に、の担当

者の方がですね、いろいろとまた相談をさせていただきたいなと思っておりますけども、まあ現段階におきましては、あの、どこまでどういうことができる、また、どういう内容だということの詳しいことは私は把握しておりませんので、現段階においてはこの答弁については、この程度の答弁しかできませんことをお許しいただきたいと思っております。

〔目黒君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 目黒君。

35 番（目黒有博君） はい。まあそういうことでしたら、まああの、できるだけね、あの、障害児の親たちのなるべく意にかなったように、これからも要請していてもいいと思います。

それとですね、あの、障害児のあの介助なんですけども、職員の配置は考えられないというふうに言うてるんですけども、あの、実際のところ今あの、佐用小学校などでは（聴取不能）多動性の子が今年度、あ、来年度から情緒障害のところに入るようなことを言われてましたんですけども、その辺であの、それはちょっと教育委員長の方にちょっとお尋ねしたかったんですが、あの、学習障害の児童とですね、それから多動性障害の児童、あるいは情緒障害の児童が、あの複数いる場合にですね、教育的立場から一緒にそれはあの、教員 1 人で対応できるとお考えか、ちょっとひとつお聞きしたいんですが。

〔町長「教育長に」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。教育長。

教育長（衣笠孝君） じゃああの、今の御質問にお答えをいたしたいと思っております。先ほどおっしゃってますあの、多動性、そのほかまあ、アスペルガーとかいろんなまあ、名称があるんですけども、そういうことにつきましては特別支援教育というのが、今、文部科学省の方で考えられております。具体的にはこの 19 年度ぐらいからポツポツ稼働するらしいということ聞いておりますので、まだそれははっきりしておりませんので、今のところまあ、そういう児童生徒を対象にということはお考えておりません。それで、先ほどちょっとおっしゃってました佐用小学校の方にはいろいろまあ子どもがおるということでございますけども、現在そういう子どもに、児童につきましているいろいろ調査をしてもらって、対応を考えております。

で、今、あの新聞等でいろんな言葉がずーっとこう出てきますので、学校の職員にお願いしとんのは、われわれがちょっと子どもを見てですね、よく動き回るということで、「あ、この子は多動性の子どもや」と、そういう早く判断をせんといってくれえと。やっぱり専門家の診断、あるいは指導を受けてきちりその子に対応してほしいということをおっしゃっておりますので、私の耳にも、「今、うちの子、学校にはこういう多動性の子がおる」とかいろんなこと言うんですけども、「はっきりそれをしてから言え」ということを、まあ学校の方には言うております。そういう点で、今、あの新聞等でいろんなことが出ております事柄を、まあ学校も今勉強中でございますので、その現象を見て、「あ、これはちょっと」ということが出てきとうところがたくさんあるんじゃないかなと思っておりますので、そういう機関と今いろんなことをこう相談をしながら

進めております。

現に、そういう子どもが出てきた場合には、身障学級等で対応すると。これはあの、身障学級の方は、まあ子どももまあ、その法に基づいてせないけませんので、1学級8名ということがきっちり決まっております。で、現在、先ほどもちょっと町長さんの方から答弁していただいたように、あのほとんどがですね、1名学級になっております。で、まあ佐用小学校等には2名のところもありますけども、佐用郡でほとんど1名学級ということで、まあ介助のこともあるようですけども、従来ならば8名もおらないけんのが1名ですので、まあわれわれの方としては法的にはきちっと対応ができておると。あるいは、学校もその子を中心にしてほかの養護の先生とか、ほかの先生もまあ対応してくれておりますので、ポツポツいけとんじゃないかなあと。学校も私らあも見よりもですけども、特別今のところでは介助を必要とする児童生徒もないような気もいたしますし。重度の子につきましては、まあそれなりに今現在、あの佐用郡の、佐用町の学校ではもうちょっと無理なところもあるんですけども、今現在、学校で対応してくれております。まあ、そういう点で、これからまあ、学校の様子、あるいは保護者の様子等も聞きながら、障害児の児童生徒については対応していきたいと、こういうことを思っております。以上です。

〔目黒君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 目黒君。

35 番（目黒有博君） えっとですね、対応していくという、現実的にその今お聞きしたのは、その障害のある子が一緒にクラスにいて、多動性の子と、それからあの、情緒障害の、まあ情緒障害に多動もあるんですけども、そういう人がね一緒にいてね、その1人の教員でただ見れるかどうか聞いてるんです。で、私はこれは見れないと思ってるんですけども。1人ではね、とてもじゃないけども、1人がもう教室の周りガーンと走り回っててね、そういう中でその教員が1人でね、とてもね見れるような状況じゃないんじゃないかというふうなことを言ってるんですけどね。

議長（梶原義正君） はい、教育長。

教育長（衣笠孝君） まあ、現在のところですね、多動性の子どもというのは、あの、佐用小学校の方であるということ聞いておりますけども、それについては昨年度も情緒障害の学級を1つ設けましたりしておりますので、その中で対応していくということで、まあ今のところ、まあそういう子どもがあるということで、来年も身障学級で対応しよかなということでもしとりますので、まああの、その8名という学級の定員数が決まっておりますので、われわれの方もそれ以上に教員をこう担当させるといってもできませんので、今の状況では、あのそういう方法で担任をしております。

で、学校の方でもいろいろとこう一緒におるといことじゃございませんので、佐用小学校の場合は知的障害は知的障害でやっておりますし、情緒障害は情緒障害の方でやっておりますので、まあ今の状況でたぶん対応できるんじゃないかなということ今考えております。以上です。

〔目黒君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 目黒君。

35 番（目黒有博君） まあ、その対応できるという意見なんですけども、私はまあ無理だと思うんですけども。あの、宍粟市なんかでは、あの、介助員をねちゃんと付けてつんですね。あの、そういった障害の重い子には付けてるんですけども、そういう意味で言えば、あの、この佐用郡内でもそういうのは付けれるんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺は町長どうでしょうか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、今、教育長答弁のようにですね、まあ、これがあの、児童が2人、3人ということになればね、1人の先生が配置では、その程度によってはですね、なかなか見きれないという部分が出てくると思うんですけども。しかし、ほとんどの、まあ今のところ1名とかですね、1人が、先生がその加配で、加配いうんか、そのための学級として先生が配置されてるという状況ではないかというふうに思っております。まあ、私は教育委員会の方はそういう形で状況を見てですね、判断をさせていただいてると思っておりますから、ですから、それはあの先生もそれにまあプラス介助員が付けば、またもっともっとやりやすくなるということは確かです。ただ、そういうその普通、全体として8名ということですけども、8名もそういう方が重度の方ばかり1人が見ることはできないと思いますけどもね、まあ、基本的に1名の児童に1名の先生が付くというような状況であればですね、それはやっぱり先生としても頑張っていたかなきゃいけないというふうに思います。

〔目黒君 挙手〕

議長（梶原義正君） 目黒君。

35 番（目黒有博君） あの、確かにこれを見ると、あの、障害児学級のクラスで言うとその1名とかそういうクラスが確かにどれで見てもそうなんですけども、だからその問題というのは、あのごつつう重い人がね同じクラスになった場合に、そういうのは難しいと。で、今言われてましたように、あの、その2人か3人になった場合に、じゃあ介助員を付けるという、今考え、ちょっと言われてたんですけども、じゃあ付けていただけるんでしょうかね。その辺をちょっとお聞きします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ですから、それは先生方の現場の中で、教育委員会が見て、どうしてもこれでは生徒、どの児童に対してですね、対応ができないということが皆さんにきちっと説明ができればですね、そのできないものをやっってくださいというわけにはいかないわけです。だから、それはその段階で検討すべき話で、最初から介助員を全部に付けてくださいよという話は、これはできませんという話をしております。

〔目黒君 挙手〕

議長（梶原義正君） 目黒君。

35 番（目黒有博君） だから、そのときに対応するのではなくてね、初めからそういう制度を作っとけば、いつでもすぐにこう対応できるんじゃないかというふうに私は思ってますけども。

まああの、まあ、そういった考え方なんで、まあなかなかこの噛み合わないところがあるんですけども。で、それとですね、あの。

〔「聞こえへん」と呼ぶ者あり〕

35 番（目黒有博君） すいません。聞こえないですか。

〔「聞こえへん。マイク持って言わんかいや」と呼ぶ者あり〕

35 番（目黒有博君） えっとですね、あの、もっといいマイク付けてください。えっとですね、あの、それと、えっと、あと、障害児のね、療育支援体制を作っていく必要があると思うんですけども。聞こえますか。

〔「聞こえてるよ」と呼ぶ者あり〕

35 番（目黒有博君） あ、すいません。えっと、あの学習障害の人などが保育園などから早いうちに対応していければ症状が軽くなっていくと言われてます。就学前、幼児期から正しく対応していけば症状が軽くなっていくと言われたわけですから、就学前のそういった問題に対処できる療育支援の窓口が必要だと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、当然子どもたちにとっても、またお母さんにとってもですね、あの、その障害を持たれた子ども、この教育について非常にまあ大変ですし、悩んでおられますし、また、早くね、その子に合った、あの適切な指導をしていくことによって、まああの、改善されるということも確かだと思います。だから、この点についてはですね、現在も療育について、あの、いろいろと専門機関の中でね、当然まあこれは専門家に対応していかなければ、町でということと言っても、町職員がそれに十分対応できるわけではありませんので、そのどういうふうに、ところで、どういう指導を受けてくださいというような相談を受ける窓口としてですね、これはあの各健康課、またの中で、保健師、それぞれまあ保健師がいたり、子どもたちのその乳幼児のですね、健康相談等、全体を含めた中でもね、対応をしていると思っております。しかしまあ、お母さん方にもそういうその障害児、のある子どもを持ったお母さん方も非常にまあそのことについては、あの、不安に思っておられますし、相談をだれにしたらいいのかということが、についてもですね、なかなかあの相談がしにくいか、また適切な指導がしてもらえないというようなことも聞いております。です

からまあ、町としてもですね、そういう体制を、まあこれはあの健康課なりの中で、保健師の方ともいろいろと話し合って、そういう問題についても十分に対応できるようにね、していきたいなというふうに考えております。

〔目黒君 挙手〕

議長（梶原義正君） 目黒君。

35 番（目黒有博君） まあその、なかなかね、そういった相談の窓口っていうのはないわけなんで、ぜひあの、それはあの支援員の専門員をね、あの、安易にその、役場の人だとか、人などではなくてね、ちゃんとした専門員を付けてもらいたいと思います。

で、まあ、この質問はこれで終わりにしたいと思うんですけども、次にあの、外出支援のサービスなんですけども、町長の考え方としては、あの、南光町のひまわりサービスをそのまま継続していくというふうに考えてますか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。あの、今、南光町のひまわりサービスだけを捉えてですね、質問されますけども、まあ答弁させていただいておりますように、まああの、これは全町にわたって今度新町においてですね、どういう支援サービスをこう展開していけるか。これも将来にわたってですね、責任を持って町が運営をしていくという体制を作らなきゃいけません。これには、その当然、財源的な確保も十分考えてですね、やらなきゃいけない。ですから、あの、少しでも皆さん利用していただく人に、まああの、便利な、喜んでもらえるその制度にしなければいけないと同時にですね、やはり財政的にも効率的に対応していかないとですね、効率的なものを作らないと、いくらでもそのことだけにお金を、財源を確保するのは難しい点も両方あるわけです。ですからあの、当然利用者の負担ということも、これもお願いをしていかなきゃいけないことですし、また公平に、全町全体の地形が非常にまあ入り組んだ新町です。こういう中でですね、まあ皆さんに公平に利用していただける制度を作らなきゃいけないということで、まあこの点について、まあこれまで各それぞれの町が研究をしてやってきておりますけども、やはりこう 4 町が一緒になって新町となりますと、各町の今までの状況とまた違った面が出てきます。広くなった部分、また各町がこれまでやってきた地形的なあの中で、条件の中でですね、取り組んできて、そこができたとしても、全町にあたってはなかなか効率的にできないという問題も出てきます。また、バスの路線についても走ってるところと、まあ鉄道なりが走ってるところ、走っていないところ、いろいろございます。まあ、そういう中でどういうふうな制度にしていくか、これは先ほど、前回の、前の御質問にもお答えしましたようにですね、まあ関係担当者もよく研究をしてですね、一緒にプロジェクトチームを作って、制度を検討していこうということで、今取り組む準備をしておりますのでね、来年の 4 月からできる…、何とかまあその新しい制度に下にできるように考えていきたいというふうに思っております。

ただまあ、その予算的なですね、この、当然あの、編成も、予算編成にも反映をさしていかないといけないという点もありますのでね、この点は時間も非常にまあ短いわけなんで、まあ暫定的な形で取り組みながら、また、不都合があれば変更するというこ

とも当然考えていく、ざるをえない部分もあるかもしれませんが、できるだけ早くそれを考えていきたいと、取り組んでいきたいということを答弁させていただいて、今、南光町の旧ひまわりサービスをそのままやるかやらないかというようなことについてはね、これは今、回答すべき、する段階ではございません。

〔目黒君 挙手〕

議長（梶原義正君） 目黒君。

35 番（目黒有博君） まああの、南光町の町民としてもね議員としても、南光町のひまわりサービスというのは、町民にとってかけがえのないものでありますからね、それはぜひ残しておいてもらいたいというのがみんなの意見で、私の意見でもあります。で、まあ今日の質問はもう時間がないと言われますので、これで終わりにしたいと思いますが、また次の機会にね、あの、質問をしていきたいと思います。以上です。

議長（梶原義正君） 以上で目黒有博君の質問は終わりました。続いて、7 番、青木宏君。

〔青木君 登壇〕

7 番（青木宏君） 7 番、青木。この度の町長選挙において、3 候補者が掲げた公約を比べてみますと、ほとんど同じでありました。このような状況で町民は選択に苦慮したと思います。その中で町民が庵造町長を選んだということは、いろいろな要素がありましようけども、公約を必ずや実行に移してくれるだろうという期待があったからだろうと考えております。

そこで私はここに公約の実施についての進め方について、公約の実施方策を明示せよとの題目で、町長が公約された本の一部についてお聞きします。次の 7 項目であります。

1、公共工事の入札制度は、公平性と透明性を保つ。2、外出支援サービスを充実する。3、全町の光ファイバー化に取り組む。4、若者が住みたい町を目指し、町営住宅建設、宅地造成に取り組む。5、防災の拠点施設を整備する。6、ごみの減量化や資源リサイクル活動を推進する。7、特色ある商店街づくりを進める。以上です。

就任されて間もないことですし、時分も 30 分とわずかなので、細かい説明は結構でございます。また、既にお答えいただいている件についても不要です。はっきりしていない項目につきましては、現在のお考えだけでもお聞かせください。新町を一日も早く軌道にのせ、町民が幸せな生活が送れるようにしなくてはなりません。まずは町長の方策をお示しくください。

この場での質問は以上です。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵造典章君） それでは、青木議員からの公約の実施方策を明示せよということでの 7 項目についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1 番目の公共工事の入札制度の公平性・透明性の関係でございますが、公共工事の発注にあたりましては、佐用町建設業者等審査委員会設置要綱の規定に基づきま

して、助役、財政課長、農林振興課長、建設課長、水道課長、下水道課長による業者の選定審査を行い、実施してまいります。審査会事務は財政課が行い、町長に報告する体制をとってまいります。

ま、しかし、17年度におきましては、旧町で指名願いを受け付けておりまして、一業者一業種で指名競争入札の参加資格を受け付けている町や、登録資格により各工種重複で参加資格を受け付け、指名競争業者の選定をしている町などの違いがございます。17年度の発注につきましては、公平性・透明性を考慮しながら、工事区域の町の選定方法を基に業者選定を行って、入札執行を行っていきいたいというふうに考えております。

18年度においては、2月に新佐用町として指名願いの受付を行いますので、一業者一業種、土木と舗装とはまあ重複は、これは仕事の関係で可能という形で受け付けをして、業者選定にあたしましては、発注工事金額による資格要件等により、公平な入札を実施してまいりたいというふうに思っております。

次に、外出支援サービスにつきましては、先ほどそれぞれの議員さんにお答えをしたとおりでございます。

次に、光ファイバー化に取り組むということについてであります。今後、新町まちづくり計画の中でも明示してありますように、町内全域のまあ、光ファイバー網施設等ということで、光ファイバーでやるのか、まあ、そのやり方についてもこれから検討になるんですけれども、高度な情報基盤の導入検討を図ることになっております。私もまあそれを当然、その建設計画の中でのこの計画に基づいて、十分検討してまいりたいというふうに思っております。今後、地上波デジタル放送が2011年までに開始されることが予定されておりまして、本町のテレビ難聴、難視聴対策とともに、この光ファイバー網施設について、どの方法が良いのかを調査・研究をして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、若い世代が定住できるには職場と住まい、そして子どもの教育と安心して暮らせる環境が整うことだというふうに思っております。この町営住宅の建設、宅地造成につきましても、これまで旧町それぞれにおいて住宅建設、計画によって、建設年度が古く、老朽化が激しいものから順次整備がされてきているところであります。まあ今後、まだたくさんの町営住宅と老朽化したような部分が残っているところもございます。この建設、建替え計画、この住宅、町営住宅の建替えマスタープランというものを検証しながらですね、住宅に困窮する低所得者、高齢者及び若い人たちの地域定住のために適切な家賃等、居住水準を保つような住宅に整備をして、若い世代にも魅力ある町営住宅を、ためにもですね、魅力ある町営住宅を確保していきいたいというふうに思っております。それと同時にですね、過疎対策、少子高齢化の一環としても、定住人口を増やすために魅力ある宅地の供給を行っていかねばならないというふうに考えております。しかしまあ、この宅地の供給につきましては、今後その宅地の需要の動向、また民間でのですね、開発等、そういう点についても状況を見ながら計画を作っていきたい。そういうふうに考えております。

次に、防災の拠点施設の件であります。昨年の大型台風や地震などから学んだ教訓は、自然の猛威は予測ができず、想定を越えた大災害が起こりうるということでもあります。いつ、どこで災害が起きても不思議でないということほど環境変化も進んでいる状況でありまして、更に日ごろの心構えがないと行政も住民もパニックになり、二次災害を引き起こすことがあるということでもあります。まあ、いかに人命を守るか、いかにして二次災害を防ぐかを最優先の課題として取り組むことが重要であると考えております。そのためには、住民に対して正確な情報を提供し、安全な場所

へ誘導することが求められております。当面は旧町ごとの支所を防災拠点として位置づけ、防災資材の備蓄、資料や情報の提供、防災に関する相談、訓練、指導などのソフト面での充実を進め、自主防災組織活動の支援等、住民意識の向上を推進する施設にする必要があるというふうに思っております。更に将来には、安全安心のまちづくり活動とリンクをいたして、小学校単位で拠点施設整備を進めていくことが重要であるというふうに思っております。

次に、ごみ減量化やリサイクルの具体的な取組みにつきまして、買い物バッグ運動の推進、生ごみの堆肥化やコンポストの普及、小学校で取り組んでいただいております集団回収の積極的な取組みの推進。牛乳パックの回収なお再利用を推進していきたいと考えております。このことは、まあ行政・住民・業者が一体となった減量化の推進に取り組んでいくことが重要だというふうに考えております。

次に、特色ある商店街づくりを進めるということについてであります。その町のいきいきと躍動していると感じるのは、何と言っても商店、または商店街の活気ではないかというふうに思っているところではございます。そのためには、魅力ある商店街の形成を図ることが不可欠であり、既存商店街の経営改善、地域に密着したサービスの充実、交流イベントの促進、道路・駐車場等の整備、充実と支援、後継者の確保や育成などが必要ではないかと考えているところであります。

また、旧町単位の4つの商工会も2年後予定とした合併調整の準備中と聞いております。今後におきましては、商工会関係者、商店街関係者等の御理解と御協力を得ながら、協議・検討をしてみたいと考えているところでありますので、御理解を願いたいと存じます。

以上、この場での青木議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

〔青木君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、青木君。

7番（青木宏君） あの、1番なんですけども、入札につきましての説明があったんですけども、私はあの、旧4町ありますね、旧4町それぞれにあの、いろんなやり方でやってると思うんですけども、これを参考にさせていただいてね、いいところを取り入れてやっていただきたいと。まあ、基本はね、あの、町民が疑念を持たないような形でやっていただきたいということでございます。

2番なんですけども、まあこれにつきましては、あの、先日来いろんな方が質問されて、大体のことは話していただいたんですけども、まああの、これまでの説明で、旧佐用町・南光町の例により合併後検討していきたいという町長のお話でした。まああの、統合とかそれから廃止など、いわゆる合理化ですね、合理化をしていきますと、それについてのいわゆる代わりが不可欠なんで、まあ私もあの旧佐用町のときの質問でさせていただきましたけども、代替ですね、代替ということで質問をさせていただきましたことがあるんですけども、まあ合併して広くなりますと、まああの、ここに書いてますいわゆる外出支援ですね、これはあの、私はここあのまあ、サービスと書いてあるんですけど、サービスにはいろんなその解釈の仕方がありますけども、私はサービスというような形よりも、今申しましたように合併した場合の必要不可欠条件と思っておりますので、まああの経費のことも町長おっしゃいました。まあ「これにばかりお金は使えんのだよ」ということもおっしゃいましたけども、何とかその合併して、した場合に、外出支援というのは、これは必要不可欠なもんだと考えております

ので、何とかいい形で考えていただきたいと思っております。

それから、3番。光ファイバーの件なんですけども、今あの、情報というのんは、空から降ってくる時代になろうとしております。まあ、現実にならなってるんですけども、まあ光ファイバーを設置するということは、非常に私はお金がかかると思うんで、まあこれから光ファイバーを設置して、果たしてそれで良かったかなということがないようにじっくり、まあ、町長、先ほどおっしゃいましたやり方は今後検討するとおっしゃいましたので、まあ、このことも含まれて考えておられると思うんですけども、まあ急がないでいただきたいと。まあ、技術は非常に進歩が早いんでね、急がないでいただきたいと思っております。

それからあの、4番ですけども、町営住宅、宅地造成の件なんですけども、まああの今まではどちらかと言うと、高齢者に目を向けた形の住宅ということが、あの、主だったような気がするんですけども、ここのあの4項目のそこには「若者が住みたい町をめざす」と「めざして」ということなんで、若者にいわゆる住みたい場所とかね、住宅の構造とかいうことも聞きながら進めていかれるかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） （聴取不能）

7番（青木宏君） 今回の件はね、あの4番ですので、若者が住みたい町ということになりますと、町営住宅とかいわゆる宅地造成についてね。

町長（庵逄典章君） その件についてね。

7番（青木宏君） はい。

町長（庵逄典章君） はい、分かりました。

あの、まあ町営住宅はですね、どうしても町営住宅法によりまして、入居の条件、基準っていうのがあって、なかなか例えば若い人たちが単身で入るとかですね、ということができません。で、まあ、御夫婦でとか、まあその一緒という形で、若いまあ新婚さんが入れるというのもできるんですけども、その場合、当然収入基準というものがあったりしてですね、制約があることは確かなんです。で、現在の町営住宅の入居状況見てて、なかなかまあその共稼ぎの方が非常に多いですからね。若い人がまだ扶養もなくてですね、2人共稼ぎになると入居基準なんか少ないんで、収入に基準がオーバーするんで、入れないというような例があるんですけどもね、そういう点からして、私はひとつはまあ前の旧町でもいろいろとお話させていただいたように、若い人たちがまず単身でも、まあその1人で独立できるワンルーム的なマンション、それも地域にとっては必要だろうと。それから、若い人たちが、まず新婚、結婚されてね、当分の間、こう住める住宅も必要だと。それからまあ、あとまあ夫婦である程度、子どもたちがいても住めるぐらいな住宅、そして後、定住していただくためのそういうその宅地供給ですね、最終的には町へ定住を促していくという、そういう一連のその総合的なやっぱし住宅政策っていうもんが必要だろうというふうに思っており

ます。

で、まあただ、現在ですね、かなりあの民間の中でですね、そういうことの需要、まあ地域の社会の需要があるということ踏まえてですね、あの、かなりアパート、佐用町内にもですね、民間アパート、単身用のアパートなり新婚向けのアパートなりもできてきておりますね。そういうことで、あの、そういうその民間でのいろんな建設状況も見ながらですね、取り組んでいきたいなと思っております。で、なかなか民間ができないということであればね、そういうその町営住宅法に則らない住宅もね、町としても考えていく必要性も私はあるとは思ってるんですけども、現段階においては民間住宅が、での供給がですね、ちょっと今だぶつき状況いうんか、あのまあ、あのかなり確保も、数も確保されているというふうに思っております。それから町営住宅におきまして、一応そのこれまでの各旧町の取組みの中でですね、改良が終わっているところと、まだまだたくさん残っているところがあります。そういう今度の改良をすべてまあやっつけていかなきゃいけないんですけども、その数の確保、まあこれがどれくらい要るかということ。それと、その内容につきましてはね、今、青木議員からのお話のような、少しでもまあそういうその地域状況に合わせた、その部屋の大きさとかその設備の内容とかですね、そういうことも当然捉えて考えてね、改築をやっつけていきたいなというふうに思っております。

〔青木君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君）

はい、青木君。

7番（青木宏君）

まああの、若者に定住してもらいたいということになってきますと、若者が住みたい場所とか、町内ですね、住みたい場所とか住宅の構造なんかが、我々年配のもんが考えるのんと、ちょっと今ごろの若い人たちは違うんでね。それでまあ、あの、そういう考えも聞きながら進めていきたいということで、これを質問させていただきました。よろしく申し上げます。

それから、5番なんですけども、防災の拠点施設や、施設を整備するということなんですけども、まあ、この件についても先日来、あの、質問がありましたけども、あの、私考えますのにね、避難場所のことについてね、このことについて、あの、今日はお聞きしたいんですけども。だいたい、非難場所というのは学校体育館とかね、それから、あのいわゆる集会所とかいうことになってるんですけども、私とこの部落でもこの春でしたか、総会があったときに、あの、部落のもんだけでも避難する場所をきちっと確保しようという話が出た中で、私とこは学校がありませんので、まあ体育館が残ってるんですけど、体育館が避難場所でした。台風の日には防災無線で各地域の避難場所が放送されましたね。私とこは石井の体育館でしたんですけども。私、早速体育館いつも鍵かかっているんで行きましたところ、鍵がかかってました。まあこれは、あの、場所は指定してるんですけども、そしたらそのいざいうときにだれが鍵を開けるかということまではやってなかったんかどうか、こそれは分かりませんが、そういうことがありましたし、その話その中で、体育館に行くまでにはかなり距離がありますんでね、「あんなどこまでは行けんわ」ということも話が出ました。まああの、集会所が昨年できまして、まあ、「今度は良かったなあ、集会所に避難できるなあ」ということだったんですけども、私そこでふと考えまして、台風ならそれで良かったかもわかれへんけど、もしか地震がきた場合は、橋が落ちるということも考えないかんぞと。そうなってくると、橋の向こう側はこの集会所には避難はできんじゃないかとい

うこともありまして、まあいろいろその考えましたんですけども、そうなってくると部落単位じゃない、いわゆる隣保単位ぐらいで、近所でね、いざいうときには、ほんならそこにまあ工場があれば工場をほんなら避難場所にしようとか、それからその近くで適当な家があれば、ほんなら「この家に皆さんこの近所の人は避難しよな」という、その細かいね、細かい避難場所というのを僕は普段から考えておかなきゃいかんのではないかという気がしました。

それで、まああの、ハザードマップを町長さん、あの、作るというお話がございましたけども、私あのこれができる時点でね、各その5軒、10軒の単位でね、何も僕は「町がせえ」とは言いません。町は指導していただいたら結構です。各人が自分の危険は自分で守るんだというもりでね、その地域に適当な場所を考えていただいてね、その避難する方が考えていただいて、ここだったら避難できるぞというようなところをね、まあ普通の住宅でしたら、そこで話合いで、ほんならここに、ほんなら指定しようやというようなことを考えていただきたいなと思っておるんですけども、その辺はどうでしょう。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、災害時におきましてですね、どういうふうに災害が起きるか分かりません。そのときに、ほんともう的確、それに対応していくのは、もうその地域の皆さんが自主的なですね、判断をしていただかざるをえないわけですね。ただ、その前に町としてハザードマップというのは、まあ危険なところをですね、まずあらかじめ、あの、十分に承知していただいたり、それからまあ、最終的には地域の中ですね、大きく町としてはその、あの避難場所というものを指定してもですね、先ほど言われましたように、あの災害の状況によってはそこまで行けないという状況もたくさん出てきます。ですから、それはやはり自主防災という、その地域は地域の状況にあった防災の、についてまあその普段から取り組んでいただくということ、このことが一番大事なわけですね。ですから、あのまあ、これまでも各集落単位ですね、自主防災ということで組織を作り、またそれに対していろんな話し合い協議もしていただく場を作ったりして取り組んできているわけですけども、まあそういう捉え方をしていかなきゃいけないと思っております。

で、やはり避難場所ということについてもですね、まああの、そこに資材を持って行ったり、まあその、少し、安全、水害にも遭わない、また地震等においても非常にまあ耐えられる建物、そういうものをまあ、ところを、とりあえず避難場所として指定はしていくんですけども、やはり基本的にはやっぱり住宅、自分の家というものが一番、まあ一番安全な場所として考えられるようにほんとはしていかなきゃいけないですね。まあ、そういう地震についても家の地震、耐震診断とかですね、そういうことをやっておりますし、また、あのこの災害、裏山が危ないとかですね、そういうその宅地、住宅に対するその災害の防止、そういうことも当然町が取り組んで、急傾斜地の安全対策とかというようなことを取り組んでいるんですけども、それはなかなか間に合いませんので、そういう危険なところの家庭、まあそういうところはですね、事前に自主、地域の中でやはり皆さんがお互いに認識をしてですね、普段からまあ、あの、それに対する心構えをしていただくということをもまず基本、最初は重点的にやっていかなきゃいけないと思っております。

青木君「はい」と呼ぶ]

議長（梶原義正君） はい、青木君。

7番（青木宏君） あの、ハザードマップを作るということでしたんですから、まあ、それができた時点か、まあそれと同時にですね、まあ昔あの「隣組」というのがありましたね。ああいう格好でね、近所でお互いに助け合って、避難、いざいというきに対応するというのを、まああのこれはあの、私はあの、「町にせえ」とは言いません。指導していただいたら結構です。あとはもう、各人で隣保なり部落で、あの、考えてやってもらうもんだと、自分の命は自分で守るんだという気持ちでやってもらわなきゃいかんと思っております。

それから、6番なんですけども、時間がありませんので、まあこれで終わりかなと思うんですけども。まああの、いわゆるごみ処理の関係につきましては、先ほども質問がありましたので、それはそれでまたいろいろ検討、質問していく場があると思うんですけども、今日はね、ごみは捨てるものという考えでなくね、ごみは資源であるという前提で、ただ燃やしたらいいということではなしにね、まあ先ほどもあの、町長おっしゃいましたように、廃品回収とかね、それからあのいわゆる牛乳のパックとか、あのいうようなことでもお話ありましたけども、私はあの、基本的にね、ごみは資源であるという考えを町民に持ってもらうということの周知をしていただきたいと思いますので、もう時間がありませんので、その辺のところでちょっとお願いします。

町長（庵逄典章君） はい。あの、まあそういうそのごみを資源化して、少しでも最終的に処分して焼いてしまうとか埋めるものを少なくする、資源化することによって、まああの環境負荷を軽減するという。これは大切なことだと思うんですけども、私は本来もう、もうひとつ一歩進まなきゃいけないなというのは、これはあのこの資源化をするということですね、ごみをいくらでも出して、使って、ものをたくさん生産してですね、作っていること自体がほんとは問題なんです。で、あの、資源化することによって逆にですね、余計エネルギーを使って、その地球に大きな負荷を与えてる部分もたくさんあるというふうにもお聞きします。例えば、あの紙においてもですね、そのリサイクルするよりかパルプから作っていった方が、本来のエネルギーが少なくて済むと。だから、本来使う量をですね、こう減らしていく、捨てる量を減らしていくということですね、やはりほんとはこれからの社会としては取り組まなきゃいけないなという、そういうことも啓蒙していかないといけないなというふうに思っておりますけども、ただ今それをすぐにですねできません。そういう中で、まあ資源化できるものは大切に資源化していくということ。まあ、この取組み両方を当然まあ、今後のですね、あの、西播磨で考えておりますこの循環型社会拠点施設、こういう中での位置づけ、こういう点を捉えてですね、よく研究して、どこまでこの問題を掘り下げ、対応できるか、研究していきたいというふうに思っております。

〔青木君「もうないですかね」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 以上で青木宏君の質問は終わりました。

それでちょっとお願いしときますけども、あの、若干ちょっと時間が延びておりま

すので、最初からお願いしとりますように、今後ひとつそういうことのないようにお願いしたいと思います。

で、あの、お諮りいたしますが、ここで昼食のために休憩をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） それでは、あの、午後 1 時から再開をいたします。それまで休憩をいたします。

午前 11 時 45 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長（梶原義正君） （聴取不能）再開いたします。

一般質問を続けます。次は、28 番、鍋島裕文君。

ちょっとすいません。その前にあの、午後の、えっとあの、塩崎議員が早退と、それからあの、森崎議員がちょっと体の調子が悪うて、あの病院へ行ってますので、済み次第帰ってきますけど、しばらくここにいないと、こういうあの届出を受けておりますので、ちょっと報告しときます。

それではあの、28 番、鍋島裕文君。

〔青木君「議長。ちょっと一般質問の前にひとつお願いします」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 何ですか。

7 番（青木宏君） あの、私の午前中の質問なんですけどね、時間オーバーだったということだったんですけども、何十秒オーバーか何分オーバーか知りませんが、あの、30 分以内に質問があった分についてはオーバーしてません。認めてもらわないかんと思うんですけども。私は 30 分過ぎてから質問してなかったと思うんですけども、いかがですか。

議長（梶原義正君） あの、すいません。あのね、実はあの、私もちょっとうっかりしとったんですが、あの、5 分前のやつ出したのを僕よう見とらなんだもんやから、ほんでえらいおかしいな思て、こっち見て、「まだ時間まだか」言うたら、その聞いた時間がここへ書いてくれた時間が、それ、その時間に 5 分前のを出す時間じゃと解釈しとったわけです。そうしたら、あんまり延びようさかいにおかしいな思て聞いたら、「いや、5 分前のはどうに出しました」ということで、あの、かなり超過しとったんです。ですから、まああの、あの、5 分前がきたら「5 分前」というのを出しますから、そこで私がこういう質問したら、その回答を受ける時間があるかないかということも、あの、まあ皆さんもう初めてやないんですから、そこら辺も計算しながらひとつこれからお願いしたいなと。こういうふうに思います。

〔青木君「はい、はい。」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

7 番（青木宏君） あのね、30 分以内に質問した分については、これはオーバー
しますわな。29 分か、29 分 30 秒に質問した分については回答いただくからオーバー
しますわね。これは僕は認めてもらわな困ると思うんです。

議長（梶原義正君） あのね、そこら辺にも問題があるんですよ。ですから。

7 番（青木宏君） だから、30 分になったら質問打切ったらいんで、ね。

議長（梶原義正君） はい。

7 番（青木宏君） 議長が質問をオッケーした限りはね、オーバーしてもしょうが
ないでしょ。それは認めてもらいたいんですわ。

議長（梶原義正君） ところがね。あのね、あの、そこら辺にもね、現実にはその
なかなか、まあ杓子定規にいきたいんやけども、杓子定規にばっかりいかん場合もあ
るけども。

〔青木君「議長が杓子定規ですがな」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 非常にあの、難しいところがあるんですよ。例えば、例えばで
すね、あの、30 分以内だったら 29 分 50 秒まであなたが質問するとしましょう。そし
たら、もう答弁するのははっきりともう、あの、超過すること分かつるわけですね。

〔青木君「町がしますね」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） そしたら、それは認めるかということになると、認めますい
うことになると、質問者がそれを要領よく 30 分以内、時間いっぱいかかってやったら
ええことになるんで、まあそこら辺もねえ、非常にその微妙な点があるんで、ですか
らあの、時間の問題についてはひとつあの、十分にあの、こちらも気づけますけど、
皆さんの方も検討を加えながら質問をひとつお願いしたいというように思います。こ
れあの、何でそのやかましく言うかいうと、僕が一番最初も言うたように、これはや
っぱりあの、公平の原則。それでもう 1 人がね、むちゃくちゃに時間をとられるとい
うことになると、あの、具合が悪いんで、大勢の方が質問をされますから、まあそう
いうことで申し上げるんでひとつその点はひとつ御理解いただきたいと思います。

7 番（青木宏君） あのね、それはね、結局議長の采配ですので、だから議長が打
切るんですからそれは結構なんですけども、30 分以内に質問した分については回答い
ただけないけませんので、これははっきりオーバーしますね。

議長（梶原義正君） ですから。

7 番（青木宏君） しますね。

議長（梶原義正君） はい。

7 番（青木宏君） だから、これは認めてくれな困るということです。だから、僕
のについてはね、何分か何十秒か知りませんよ、オーバーしたのが。ですけどね、こ
れは認めてもらわないかんのん違いますか。

議長（梶原義正君） あのね、それが今私が申し上げたようなことになるわけなん
ですね。あの、意識的にやろうと思えば、あの、もう時間がないけどまあまあ 30 分ま
ではダーツと言うといて、その答えはあの超過したってそれは認めてもらわなしょう
がないということになるとですね・・・。

〔青木君「そうそうそう。そういうことです」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ところが、それが偶然にそうなるんか、あるいは、今言いま
したように意識的にしようと思えば、これは技術的にできますからね。

〔青木君「それはテクニックですからね」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ですから、それでは具合が悪いということなるんですよ。

〔青木君「それは認めてもらわな困りませ」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ですから、そこら辺はね、もうひとつ良識にあの、お任せ、
ある程度せなしょうがないんですけども。

〔「往復で 30 分しかない」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） そうですよ、往復 30 分ですよ、もちろん。時間は。

〔「質問が 30 分じゃないん」と呼ぶ者あり〕

7 番（青木宏君） だから僕ね、あの、5 分の札見ました。5 分の札見ましたよ。
だけど、そこで回答がやね、6 分かかるんだったらそこでやめないかんことになりませ
やる。

議長（梶原義正君） まあ、本当はそうなんです。

7 番（青木宏君） それはおかしん違いますか。

議長（梶原義正君） いや、それは。ですから、今言いましたように、30 分以内で
すべてが終わるようにひとつあの考えてお願いしたいということなんですね。

7 番（青木宏君） いや、考えて僕はやってますよ。「5 分」が出ました。「5 分」
が出たときには町長の答弁のときでしたからね、で、それが終わって質問ができます
やないの。その回答が何分かというのは僕は計算できませんのでね。

議長（梶原義正君） とにかく、青木さん。その話はちょっとまた後から。

〔「だから往復で 30 分でしょう」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） え。

〔「往復で 30 分でしょう」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） そうです、そうです。

〔「議運でちょっと検討してもろたらよろしいやない」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） あの、ちょっとね、ちょっと待ってください。この話はまたちょっと後にします。それからあの、時間が妨げになりますんで、後にしましょ。

〔青木君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 予定しとんでね、次々と。
それではあの、28 番、鍋島裕文君。

〔鍋島君 登壇〕

28 番（鍋島裕文君） あの時間で 37 分まで。

議長（梶原義正君） そうやな。今。

28 番（鍋島裕文君） 38 分まで。

〔「38 分まで」と呼ぶ者あり〕

28 番（鍋島裕文君） じゃあ、38 分までいただきます。28 番、日本共産党の鍋島です。私はまず、入札制度の改正について質問いたします。

町長は選挙で、「入札は公平性と透明性を保ち、町内業者を分け隔てなく育成します」と公約されていますが、この公約の実行を求める立場から、次の点について伺います。

第 1 点目として、これは旧上月町の例であります。次のような開札結果についての見解を伺います。まず、何回入札しても 2 位以下の業者は変動しても、最安値の札、つまり 1 位の業者は決まってるという、1 位不動の法則がいつも貫かれている。それも、たまたまそういう年があったというのではなく、10 年間のスパンで見ても同法則が貫かれているという実態。また、落札率はその町のすべての開札結果の年間平均が、平成 14 年度で見ると 96.3 パーセントにもなってる上、予定価格と同額の落札、つまり、落札率 100 パーセントが平成 13、14 年度の 2 年間で 10 件もあったわけですが、これらを正常な入札と思われるのかどうか、その見解を伺います。

第 2 点目として、現在工事中であり、落札総額が 2 億 1,052 万 5,000 円の 9 月に入札が行われた 3 件の開札結果について伺います。入札は 3 件とも上野組、山口組、兵庫新興土木、三和産業、宮本技研の 5 社の指名競争入札として実施されています。町

道上月本線道路新設工事は、兵庫新興土木が落札率、99.4 パーセントで落札し、下請けは山口組、上野組となっています。平谷橋橋梁整備工事は山口組が落札率、98.6 パーセントで落札し、下請け業者は上野組であります。町道横原線道路改良工事は、宮本技研が落札率、99.3 パーセントで落札しています。そこで、すべて 1 位不動の法則が貫かれ、落札率が高いことについてどう思われるのか。また、指名競争入札参加の業者同士が下請けをしていること自体は問題はないのか、伺います。

第 3 点目に、入札制度の改善における諸施策について質問します。その 1 として、入札回数は 2 回までとし、落札しない場合は入札を打切るという、これまでの方針を堅持すべきと思うが、どうか。その 2 として、談合防止の観点から、指名業者名は事後に公表することを原則とすべきだが、どうか。その 3 として、予定価格の基礎となる積算内訳書の事後公表を行うこと。その 4 として、最低制限価格を撤廃すべきとの意見があるが、これに対する見解はどうか。その 5 として、最低制限価格の撤廃ではなく、低入札価格調査基準価格と最低制限価格、失格価格を設定することについての見解はどうか。その 6 として、入札をチェックする機関として、第三者委員会の設置を検討すべきと思うが、見解を伺います。

次に、安易なサービス低下は慎むことを求めて、2 点質問いたします。

第 1 点目に、確定申告会場を旧南光町は 19 会場だったものを 3 会場に、旧三日月町は 10 会場を 3 会場にするとの当局提案に対し、町民から厳しい声が寄せられています。そこで、現行会場を確保する上で職員の体制は組めないのか。最大限の努力で現行水準を確保すべきだが、どうか伺います。

第 2 点目として、国民健康保険証等の更新手続きも集落に出向いて実施することが要望されています。まず、各旧町のこれまでの取組み状況について伺います。当然、現行水準は確保すべきと思うが、町長の見解を伺います。

以上、質問いたします。

〔町長「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逋典章君） それでは、鍋島議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、入札制度の問題についてでございます。1 番のいわゆる 1 位不動の法則についての御質問でございますが、まあこの、こういう結果をですね、不自然であると言われれば、私は否定はできません。しかし、町の入札執行においてはですね、町が定めた規則に則って行われており、それが適正に行われているということであればですね、問題があるというふうには、あの、言うことはできないというふうに判断をいたします。

また、次の 2 番目の質問につきましては、入札契約制度については、透明性・公平性・競争性を確保するため、大規模工事における制限付き一般競争入札や、公募型指名競争入札の導入、指名停止基準の公表、年間発注見通しや指名選定理由の公表など、さまざまな改善施策がこれまで各それぞれの町でも実施されてきたというふうに思っております。まあ、そういう中でですね、落札率のいかに係わらず、それは結果であって、予定価格内であればですね、適正価格で落札されたものというふうに判断をいたしております。まあ、特に次の 2 つ、工事 3 つの落札結果についての質問であります。それぞれあくまでも予定価格内の範囲での落札であったというふうに思いま

す。そういう意味から私がこの問題として取り上げることは、これは私の立場の中でできないというふうに思います。しかし、今後は当然適正な予定価格の設定と、より各業者における企業努力を促すような形で入札を行えるようですね、そういう制度にまあ改善をしていかなければならないというふうに思っております。

それから、その下請けについての問題でございますけれども、当然、現在下請け制度という中でですね、適正な入札の中でその入札執行が行われ、同じまあその、指名された業者間での一部下請けがされているということについては、きちっと手続きが踏んであればですね、それは問題がないというふうに判断をしたしております。

次に、入札制度の改善ということについての御質問でございますが、まず、入札回数は2回までということで、落札しない場合は入札を打切る、この考え方は当然これから堅持いたして、していきます。当然、今現在も2回を限度として実施をしておると思しますので、あの、入札回数は2回ということ。これは、原則であります。

それから、談合防止の観点から指名業者は事後に公表するとの御質問でございますが、これ旧4町とも事前に公表をこれまではしてきております。県においても事前公表しており、談合等の不正が発覚すれば契約の締結をしない。また、指名停止等の対応もできていますが、まあ事前公表につきましてはですね、するかしないか、事後にするかということについて、私もこれは検討していく、すべき課題ではないかなというふうに思っておりますので、3月までに検討して方針を出したいというふうに考えてるところでございます。

また、積算内訳書の公表につきましては、積算上の守秘、秘密の部分もありますので、これは現段階では公表することは考えておりません。

また、最低制限価格の撤廃につきましては、まあ工事の信頼性、下請けへのしわ寄せとか、安全対策の不備など、契約の適正な履行確保の観点から、やはり最低制限価格は私は設けた方がいいのではないかとこのように考えております。

それから、入札、低入札価格調査基準価格と調査最低制限価格との設定につきましては、現時点では考えておりません。この低入札価格調査制度につきましては、平成13年3月より運用されておりますが、この制度を導入いたしますと、調査基準価格を設け、調査基準価格と最低基準価格との間で応札した業者を落札者と決定するか否かを調査委員会において調査をしなければならないというふうになっております。まあ、落札者の決定に時間を当然要しますので、まあ、今後につきましてはこういう対応がですね、必要かどうか、まあ当然今のところは導入は考えておりませんが、今後の研究課題としておきたいというふうに思っております。

また、入札をチェックする第三者委員会の設置についてでございますが、現時点では考えておりません。まああの、チェックをすと言っても、これはあの、最終的に建設業法という法律に基づいた執行でありまして、まあ司法の問題もございしますので、一般的な委員会を設置するというのは非常に難しいなというふうに思っております。

次に、次の問い、質問でありました、安易なサービス低下は慎むべきということでございます。当然、私も安易にですね、住民サービスが低下するようなことはできないというふうに思っております。当然そうならないように努力しなければならないというふうに考えております。まあ、御質問の確定申告の申告会場につきましては、例年、旧佐用町で6箇所、旧上月町で3箇所、旧南光町は各集落ごとに20箇所、旧三日月町におきましても10箇所を実施をして、されております。このうち、南光地区と三日月地区の合併後の申告相談会場の数については、各町の税務課長等で構成する税務部会で検討をしております。その結果、3箇所ずつにするということに、まあ、今あの、予定をしてるわけですけども、その理由といたしましては、合併に伴い将来を見据え

た税務事務作業の効率化を図っていく必要があることから、その一環として来年より全町パソコンによる確定申告相談が始まります。したがって、サーバー、プリンター等機器の接続上、単位自治会を主体とした集落の集会所を巡回する形式での確定申告相談は、パソコン等の機器のトラブルの発生も見込まれ、これらの機器の設営に安全性が確保できる公的施設での実施を考えておるところでございます。また、その日終えた申告データは一括して本庁のホストコンピュータに取り組み、その日のうちに分類するとともに、新年度からの課税となる町県民税、国保税、介護保険料等の事務の手続き、作業への一貫性、効率化を図っております。

まあ、最初に実施についての職員の体制についてのお尋ねでございますが、来年の申告相談は合併前と変わらず 20 名の職員を確保し、それに応じた数の申告相談用のパソコン機器での実施を予定いたしております。

次に、現行水準を確保すべきとの御意見でございますが、申告相談会場につきましては、以上の理由で集約をさせていただいたということで御理解を願いたいと思っております。しかし、パソコンの導入について申告相談日程の割り当てられた自治会だけに限らず、その申告相談会場の範囲であれば、ほかの自治会の方が会場に来られた場合でも対応ができるという、まあそういうメリットもあるということも御承知いただきたいと思っております。また、旧 4 町を含めて初めての取り組みではないかと思っておりますけれども、日曜日の申告相談の実施についても検討を図っております。旧小学校区で実施している佐用地区、上月地区につきましては、会場数に変更はありません。1 人で歩いて来られる方、何人かで来られる方、まあ自治会の中のだれかが送迎されているという、そういう光景も今これまで目にしております。行政サービス、福祉サービスに対する捉え方は、なかなか難しい問題で、まああの、これまでの方法を変えるということについて、皆さん方の不満が、御不満があるというふうに、また心配があるというふうに思っておりますけれども、何とかその集落、また、の中で助け合っていたり、またあの、一緒に来ていただいたりということで、この今回の会場、申告会場の調整につきましては御理解をいただきたいというふうに考えております。まあ、しかし、町域が広がった現在ですね、今後の行政運営を考えた場合に、今までの方法を再検討しなければほかの問題につきましても、まあいけない部分がたくさん出てくるというのも事実だと思っております。今回早速、この税務相談についてこういう問題が出ておりますけれども、この合併後のいろんなまあ行政運営の中でですね、まあ何とかいろんな工夫をしながら御理解をいただいて、まあ皆さん方に納得していただければというふうに考えております。まあしかし、急にということではなかなかあの、それができない場合がありますので、この南光、三日月地区につきましては、今年の実施方法につきまして何らかの代替の対応策ができないかということも、今検討さしているところでありまして、まだそのことについて結論は出ておりません。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

議長（梶原義正君） よろしいか。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） はい。えっと、じゃああの、再質問を行います。

えっと、まずあの、1 番、2 番の問題でありますけれども、まあ旧町の実態についてね、

現佐用町長が答弁しにくいっていうのはまあ、あの、当然分かるわけでありまして。で、私聞いているのは、そういう角度ではなくて、簡単に言いますと、この落札率が2年間で10件というのは、これはあの、2003年の11月の読売新聞によると、当時汚職談合で淡路の五色町長が逮捕された事件が報道されました。そのときに、2年半で何と100パーセントが7件もあったというのが大見出しであります。それが、この当時の報道でありました。それから、1位不動の法則に関しては、平成13年3月議会でそのときの当時の町長答弁として、平成12年度に大体年間100件ほど入札がありますけども、すべてが2回まで行ってませんが、7割いったとしたら70件。70件中に1件ほどあったと、1位不動の例外がね。というような実態でありました。で、私が聞きたいのは、旧上月町がどうのこうのではなくて、もしも仮に新町、新佐用町がこのような実態が出たとすれば、そういう過程の中で考えた場合は、改革・改善の対象にすべきじゃないかという点で聞いとるわけでありまして。この点での再度の答弁。

それから、2点目の9月入札の関係は、現在工事中であり、この責任者は庵造町長であります。その点からして、高値落札の問題については予定価格内であればいいというのでいいのかどうか。いわゆる、高止まり問題ですね。この辺りについてはどのように考えられるのか。

それから、入札参加業者同士の下請け問題については、2点お伺いしたいのは、独禁法の第19条 元請、下請の不公正取引方法という条文がありますけども、こういったことに照らしてはどうか。

それから、現在この3工事、とりわけ、平谷橋橋梁工事については、一括下請け問題についてはどのように考えておられるのか。

この3点をまず伺います。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵造典章君） まず、落札率100パーセントという話ですね。そういうことがまあたくさんあったということです。まああの、こういう100パーセントというのは予定価格をですね、例えば細かく数字まで設定をしますと100パーセントということはなかなかないと思うんですけども、まあただ、あの、100万単位とか10万単位とかですね、万単位した場合に当然まあそういう数字が出てくる場合はあります。ですから、まあ、その100パーセントだから問題があるなしというわけには、これ予定価格の設定の中でも、との関連もありますので、一概に私は言えないと思いますけども、そういうことがね、続くということは、これはあの実際に、あの、何らかのそこに問題があるというふうに捉えなきゃいけないことなんで、まあそのことについてはなぜそういうことが起きるのかということについては十分調査をしてですね、改善をしなければいけないというふうに思います。

それから、ただ、次のですね、まああの、この高値と言うんですか、まあその予定価格内であればと、この予定価格の設定についてもひとつ私、先ほど、関連するんです。まあこれを、その通常ですね、予定価格を設定するときに、その工事の状況を見て設計価格というものが出てきます。それに対して予定価格いくらにするか、こういう点の中でですね、あの、難しい、また非常にあの災害のようですね、いろんな経費がかかるところはなかなか細かいところが見切れないような、十分に反映できないような設計にならざるを得ない事業の場合と、まあ非常に工事もしやすい、またあの、効率のいい工事、そういうものを見て予定価格というのは当然あの勘案して、まあ決めるべきものだというふうに私は思っております。まあ、そういう中で予定価格をで

すね、低く設定をした場合に、その実質落札額と予定価格と比較したときにね、高値になってるという場合。そういうところが一概にですね、高率だからと言って比較はできない場合がございます。しかしまあ、あまりにもね、その予定価格が100パーセントに近いところで落札が全部されてるような状況があれば、この点についてもね、なぜ企業努力、業者努力がどうされてるのか、適正な、あの、競争がされてるのかということについては、十分にこれは調査しなきゃいけないと、勘案しなきゃいけないというふうに思っております。

それから、その下請けの問題ですけども、まあ独禁法の中でですね、一括下請けは禁止されております。で、そういう中で、当然あの下請けをする場合には届出をしておりますね、部分的な一部、あの、下請けについてはまあ問題はないわけなんで、あの、その内容がですね、今、鍋島議員は「一括下請け」だと言われましたので、一括下請けがもしされているのであればですね、それは私は問題だというふうに捉えたいと思います。ただ、その問題についてどういう手続きがね、されてるのか、そのこともやっぱり踏まえた上での判断だというふうに思います。

以上。

〔鍋島君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） はい。えっとね、あの、だれもそれ聞いてないんですわ。あの、指名参加業者の元請け、下請け関係を入札指名業者同士がやるという問題についてはね、町長が「基本的に問題ない」という答弁だったんだが、独禁法第19条に照らしては問題はないかどうかを聞いてるのが1点。

それから、この下請け問題についてはね、一括下請けの問題、とりわけこの3工事についてね、ついてはどのように考えておられるのか。そういう点での答弁をもう時間がないんですけども、聞いてたんです。でも、それで聞きたいのはもう独禁法よろしいですわ。あの、一括下請け問題、この平谷橋や、それから上月本線の問題で、一括下請け問題についてどのように対応されてるのか、この結果を聞きたいんですが。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私はちょっとその内容をね、どういう契約内容になってるのかは、そこまで私は調査しておりません。ただ、一括下請けは、これはあの問題があるというふうに思っておりますので、その、そういうふうに部分下請けになってるんじゃないかと思うんですけども。一括下請けになってるのであれば、これは調査をいたします。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） あの、えっと私の方からは建設課長を指名できないということをおっしゃるので、町長からお願いしたいんですが。この工事についてね、一括下請けというのは、元請けが実質的に関与しとれば一括下請けにならないというのがこの

適正価格法の解釈であります。そういう点からして、この3工事について元請けが実質的な関与、いわゆる施行技術者等を配置する問題、総合的に係わってる問題、これらの点は検討されてね、一括下請けになっていないというふうに思われてるのかどうか。この見解を聞きたいんですが。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その今、建設課長の方からですね、分かる範囲でその状況について答弁をさせます。建設課長。

議長（梶原義正君） 課長。

建設課長（野村正明君） はい。ただいまあの、お尋ねの平谷橋につきましては、元請けAさんからですね、下請けBさんに対しまして、先ほど町長が申しあげましたように、施工体系図、あるいは台帳、そしてまた当然あの通称ですね、下請けの、所定の書類が届いてございまして、私どもが承知しておりますのは、金額に対しまして約20パーセント、その下請けということで承知してございまして。以上でございます。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28番（鍋島裕文君） じゃああの、実質的な関与の内容の1つにね、施工技術者が現場常駐という点が挙げられてます。こういった点はチェックされてるのかどうか、伺いたいんですが。

〔建設課長「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 課長。

建設課長（野村正明君） はい。その点につきましてぬかっ取りました。施工体制、施行体制台帳、あるいは施工図、もろもろの書類で勘案いたしまして、専任の技術者が常駐してございまして。書類上でそれを把握してございまして。

〔鍋島君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28番（鍋島裕文君） あの、書類上じゃなくて、実際に常駐してるかどうかを抜き打ち的にチェックする必要があると思いますが、どうでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、担当課長。

〔建設課長「ちょっとよろしいですか」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） はい、課長。

〔建設課長「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 課長。

建設課長（野村正明君） 申し訳ございませんが、毎日、朝、昼、晩と現場へ行けません。そういった、今、議員御指摘の件につきましては、重々これからですね、注意したいというふうに思います。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） えっと、あの、時間が迫っておるんでね。じゃああの、改善策の、ぜひねチェックしてください。改善策につきましては、まず指名業者の事後公表については3月に決めるということでありまして、何かまずい点があれば、事後に公表することについてね、まずい点があるとすれば明らかにしていただきたい。

それから、チェックのための第三者委員会については、これは適正化法で、その指針で定められております。そういう点からして努力すべきだというふうに思うわけでありまして、旧佐用町の例規集では先ほどの質問の中で入札、あの、指名審査会の話が出ましたけども、建設業者等ですね、そういったあのチェックのする内容の要綱がありました。建設業者等審査会ですね。それから、上月町にも入札参加者審査会がありましたけども、新佐用町の例規集からはずされています。この点についてはどのように考えておられるのか。

それから、確定申告会場については、なぜ、あの、南光・三日月を3箇所にするか。パソコンの関係は平成19年の話だから1年間あるわけですね。合併後時期になぜしなきゃいけないか、非常に説明が不十分。納得のいく内容ではありません。当然、職員体制がとれるなら、まず現行水準を確保して、パソコン問題はこの1年間かけて検討するという態度をとる・・・、対処すべきじゃないかと思いますが、その点についての答弁をお願いします。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵逄典章君） まず、まああの、入札指名業者の事後公表ですね。まあ、事前には発表しないと。まああの、私は、あの、事前に発表しなくてもそんな大きな問題はないというふうに思いますので、まあその点については検討させていただきます。

それから、あの、えっと、第三者の委員会ですね。あの、まあこの点については、そのそこまでね、委員会まで設置して対応しなきゃいけないのが、その行政と、あの町として責任を持って対応すべきまず段階だというふうに思っておりますので、それは町の方で適正な、公正な入札に努めさせていただきます。

それから、あの、申告会場につきましては、確かにこの時期にと言われれば、この時期だからということをお願いをして、まあ皆さんに御了解いただきたいということです。で、パソコンでそういうふうに一括してですね、まああの集計をして、あの、処理をしていくということ。これはすでに決まっておりますから、これから検討

すべき課題じゃなくって、そういうことで今年からですね、そういう準備についても皆さんにこういう形でお願いしたいということで、まああの、御了解いただきたいという、まあ、そういうふう担当、あの中で、担当会議の中で決めてお願いをしてるところです。

議長（梶原義正君） 時間ないな。よろしいね。

28番（鍋島裕文君） よろしくないんやけども、あかんのやろ、もう。

議長（梶原義正君） 以上で鍋島裕文君の質問は終わりました。続いて、6番、木村慎吾君。

〔鍋島君「2月違うん。申告でね」と呼ぶ〕

〔町長「来年で、この2月から申告になるんですよ。パソコンでは」と呼ぶ〕

〔鍋島君「この2月から。いや、委員会では来年からやったから」と呼ぶ〕

〔町長「いえいえ、来年っていうのは」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ちょっと、もうそれまた後にして。どうぞ。いやいや。

〔木村君 登壇〕

6番（木村慎吾君） 失礼します。時間の問題でえらいもめとうようですけど、あの、月給は上がったが時間は減ったという感じしかしません。一般質問というのは、住民と当局をつなぐ非常に大事なもんなんですけど、これが時間が減らされたということについて私は本当にあの、不思議でしょうがないんです。で、ひょっとしたら私がオーバーするようになるかも分かりません。お願いします。というのは、私の出す問題はほとんど全部町民の方々から上がってきたのを、議会の言葉に直して出してるんです。だから、中には非常に厳しい言葉もありますが、お許してください。

旧佐用町で水道水源保護条例ができてから、当局の責任である住民や企業への保護に関する知識の普及、意識の高揚等について、どのようにされ、どのよう、どういう具体的な効果があったか。また、今後どうされるか。これが佐用で決まるとき、私は内容は賛成するけれど、こんな条例では一般の、一般向きしないからもう少し考えるべきでないか。日本で一番初めにそういうことやったらどうかというところまで意見出したんですが、拒否されて、条例らしい条例ができました。で、実際それをどういうふうになったのか、私の目からは、また町民の方の目からは、川の水がきれいになったとは思えません。はっきり言って。こないだも言ったように、灯油が流れても知らん顔してるっていう状態です。

2番、新町全域に見えにくいところにゴミの不法投棄が数箇所あります。どこか私は言いません。その町に失礼ですから。で、今後そういうのをどうされるか。私は今、合併してから後、有年と小日山と大日山までよう行っておりませんが、ほか全部、単車でゆっくり回りました。才金の奥、ずーっと上がったところにも、こんなところにまでゴミがあるんかと思ってびっくりしたんですが、そういうところがかなりあ

ります。石井の方でもまだ残ってるところもあります。

現在の千種川の本流及び支流の水質の問題はないか。あるとしたら何が原因と考えられるか。先日、夏休みでしたか、学校の先生方で環境関係やっておられる方が、千種川の水が非常にきれいということを書いておられましたが、やはり千種川は上からずっと下へ通るとかなり違います。もちろん、佐用川に比べたらうんときれいなようですけどね。佐用川はもうめっちゃくちゃです。

分掌事務の公害の中から、畜産公害を除いたのはなぜか。もちろん、畜産公害も公害であるかもしれないけど、私は公害じゃない、あれは私の害、私害だと思うんです。私が議員になってすぐに偶然畜産公害に係わるようになったんですが、これは牛の糞やそんなもん片付けたらええなと思ったら、吉井議員がトリハロメタンという言葉を使われたんで、びっくりしたんです。これ、何のことやる。調べてみると、とんでもない、ほんとに考えなきゃいけない問題で、それから私は水問題にずっと入っていきました。現在、水問題関係の本だけでも2メートル越す、積んだら2メートル越すほどあります。それでもまだ問題があります。いろんな研修会、研究会に行っただけで調べてみましたが、まだまだあります。今、一番私が恐ろしいのは、カビの毒です。畜産公害からカビの毒が起きるんです。発がん性のカビの毒です。だから、皆さんもできたら1回、畜産公害ってこんなもんだということをおね、現場行って見ていただきたいんです。そしたら、「ああ、千種川で良かったなあ。」「久崎の鮎が何で味が悪いか」、初めの頃そう言われたんが、畜産公害はほとんど片付きかけてからですね、鮎の味が変わったって言われたんです。私もそんなことびっくりしたんですけど、そういうふうに教えてくださった方がありました。で、これは、実際畜産公害っていうのも、公害じゃなくて、産業課の方では、産業関係の方ではこれは牛をきれいに飼う指導をするべきだけで、公害の問題じゃないんです。例えば、大原の牛舎行ったら、ハエは飛んで来ません。臭いはしません。流れて出る水は川の水よりきれいな水が出てます。高松へ行っても、今治へ行っても、千葉県へ行っても、ほんとにあの畜産のやってる場所からきれいな水出てるんですよ。返って塩素を流すから、消毒とか何とかでね、それがいろんなものにひっついて発がん性のものができるわけです。だから、明石の下水道の処理場へ行くと塩素は使っていませんでした。紫外線消毒だったと思うんです。で、臭いがしない方法をとってます。だから、そういうことをもう少しこう研究してもらいたい。

それから、これは特に農家の方から多く出てるんですが、外来の強害草がたくさんあります。不思議なことに、佐用姫の向こう側、石井から来る川にはほとんど生えてないんです。ところが、江川からずーっと赤穂まで強害草がたくさん生えています。田んぼへ入ると、その田んぼを耕すのに困るんだという話を聞きます。ますます増えてきています。これをどういうふうに対応されるか。

それから、つい先日、11月14日の新聞に出てましたが、環境省が容器包装リサイクル法を出そうとしています。町長の公約にも循環型社会の形成ということが出てますが、これほんとによく合ってると思うんです。で、この方法を今後どういうふうに進めていかれるか。例えば、上勝町のように34分別も、ほんとちょっとしんどいですけど、そうすることによって、実は私が受けたいろんな研修会で、兵庫県ではその焼却場施設はね、2箇所あったらいいそうです。その方法でやるとね。2箇所がいい。これだけでも税金の助かりが大きいわけですね。で、そういうことも行政の方としては研究してもらいたい。

じゃあ、大きい2番。新町における住民に対する当局の職員の対応について。これは、私、旧佐用町のときに職員の言葉が悪くて、住民が非常にこう情けない、もう

役場へ行くん嫌だって言われた件が4件ありました。ところが、合併してからですね、たった二月の間に3人の方からね、「何のために合併したんだろう。私は行って叱られたただけだ」という厳しい声。しかも、それが男の方じゃないんです。女性で高齢の方、若い方。佐用町だけじゃありません。ほかの町の方からの声も聞いたんです。だから、当局にとっては苦しいことかも知れませんが、「職員も人間や」とか「売り言葉に買い言葉や」とか、そういうこと言わずに、真剣に丁寧な日本語使ってほしいと思います。

2番、各種の広報のあり方について。ある方が電話してきて聞かれたことが、広報読んだら分かることやったんです。「広報に出ていますよ」とって言うと、「合併してから何やいっばいいろんなことが書いてあって、どれがほんまに大事ななんか分からんのか。そりゃ役場の人は偉いで分かるんだろうけど、私らあには分からん」ということを言われて、なるほどなあと思ったんです。僕は自分でミニ込み誌出してましたから、どういうふうに、どんなことを書くのが一番いいか。大体、段々検討つきかけたんですけど、役場の役場から出るいろんな書類、特に一遍に3つも4つも出てくるとね、私も隣保長をしとるんですけど、もう配るたんびに聞かれます。これは広報の出し方、そういうものについて考えてもらいたい。

それから、安全な道路についてですが、これは佐用町議会の方で9月に出したんですけど、こういった広くなるところはなお大事だと思うんです。それは、佐用高校へは、例えば南光町とか三日月の、それから上月の方の子は、たいてい汽車を使わずに自転車で来るそうですね。それで、例えばです。佐用坂を皆さんは自転車で通られたことがありますか。どんなに危険なか。というのは、道がですね、歩道がない、歩道はないところが多いんですけど、まずこういう格好になってわだちがあるわけですね。大きい自動車の。それでこうふくれて、またわだちがある。で、自転車はここを通らんらん。ハンドルがとれないんです。単車でもとりにくいです。で、高校の先生に「そういうことをお感じになってますか」、「いや、子どもから声が出ています。何とか早くしてほしい」と言われました。で、私は9月にこれを出したんですけど、町長答弁では「まあ早急に」ということやったんですが、私、10日ほどちょっと佐用坂通ってないんで分からないんですが、どのようになっているか。また、今後どう進められるか。「少子化、少子化」と言う前に現在おる子を大事にすることが私は少子化対策の一番大事なことだと思うんです。非常に危険です。一遍、あの、自転車に乗って経験してみてください。

それから、これはちょっと提案したんですけど、僕は規則がよく分からないんですが、佐用の町の中をすごい勢いで新幹線並みに走る人もありますが、どこでもですけど、左側にあの側道標識付いています。ところが、町の中はね、それ以後、店のいろんな看板ができたり、いろんなものができて見えにくいんです。あれ、いっそ右側へ移して、左の人がよく見える。こっち側はこう付けて、こっちの人がよく見えるというような格好にならないだろうかということ思うんです。こういうふうな点、人命が非常に大事ですので、一度安全な道路ということについて考えていただきたいと思います。

以上、終わります。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 議長。それでは、木村議員からの御質問にお答えをさせていただきます。まず、最初に環境問題についてということでございますが、水、水道水

源保護条例に関する質問についてでございます。この水道水源保護条例の制定の経緯につきましては、御承知のことと存じますが、水道法第 2 条の規定において、地方公共団体の責務として水道水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持、水の適正かつ合理的な使用に関して、関し必要な施策工事、また町民においても地方公共団体から施策の協力、施策に協力し、水源及び水道施設の清潔保持に努めることが定められており、旧佐用町及び上月町においては、平成 14 年に本条例を制定、施行し、このたびの合併協議においても佐用町の例規を基本に新佐用町としての水道水源保護条例を制定したところでございます。この条例におきましては、第 3 条で町の責務、第 4 条では事業者の責務、及び、第 5 条では住民の責務をそれぞれ定めております。第 3 条に定める町の責務を遂行するため、水源地域の保護に関する知識の普及及び意識の高揚を図り、厚生労働省、都道府県、市町村が実施主体で毎年実施している水道週間の期間において、まあ水源保護の重要性の理解を深めるために町広報誌を媒体とした広報活動や、近年の下水道の普及に伴う水需要の増大に対処するため、水源保護の必要性や節水の重要性に対する広報、啓蒙活動を実施しております。また、この水道週間期間中、標語の募集も行い、水を限りある資源・・・、水も限りある資源としての意識の高揚、水道についての理解と関心を高める施策の展開を行っております。また、毎年町内の小学 4 年生の社会科の体験学習として、普段は見ることがない水道施設に案内し、水道水が各家庭に給水するまでの過程を説明し、水を作る上で森林や農地を守り育てることの大切さを教えながら、水道施設管理の重要性の話合いも行い、また子どもたちからの水道に関するさまざまな疑問・質問に答えて、水道についての正しい知識を身につけてもらうよう、計画的に実施をいたしております。子どもたちも担当者の説明を熱心な学習態度で聞いているように聞いております。今後も施設管理の時間・・・、管理の時間の許す限り、積極的に継続的な水道事業計画として位置づけ、安定的に給水できる水源の確保、水源保護の意識高揚の施策を推進・啓蒙してまいりたいというふうに考えております。

次に、ゴミの不法投棄の件に関しましては、地域の自主的な活動の中で、町内一斉清掃時やシルバーに依頼をして、不法投棄の投棄物の回収をしておりますが、あとを絶たないのが現状であります。看板の設置やフェンスの設置などにより防止対策をとるとともに、保健衛生推進協議会で取り組んできた警察との連携によるパトロールによる啓発と監視を今後も続けていきたいというふうに思っております。

千種川の水質につきましては、近年の各地点での水質調査結果、水生生物調査においては、特に異常と思われる箇所はありません。特定の地域がございましたら御指摘いただき、また再度調査をさしていただきたいというふうに思います。

畜産の振興については、農林振興課の担当でありまして、糞尿の処理方法等の指導も含めて取り組む必要がありますので、畜産公害につきましては農林振興課の担当といたしております。

次に、外来の強害草についてであります。外来雑草で佐用町では休耕田や河川敷などによく見られているセイタカアワダチ草などがありますが、まあこの害がどのようにあるかは分かりません。ただ、畜産飼料に外来雑草が混入して、飼料端や牧草地に強害外来雑草として侵入し、飼料作物の収量、品質の低下、あるいは機械のトラブルによる作業効率の低下などの問題が発生をしているというふうに聞いております。しかし、現在、町といたしまして、このような外来雑草に対して具体的な対応をする方法が分かりません。どのように対応したか、したらいいのかということで、この点については、まあ、国や県の方でいろいろな研究をしていただくようお願いをしたいと思います。

次に、リサイクルの件でございますが、御承知のようにクリーンセンターでは、燃えるものと燃えないものだけを区別して受入れを行い、センター内で手作業により分別をいたしております。以前、分別収集について検討をいたしました。ストックヤードの建設、作業機械の導入、作業員の問題等、経費の面で当面の実施を断念した経緯がございます。西播磨環境事務組合で現在取り組んでいる施設には、当然リサイクル法に適用できる施設を建設することになりますが、現段階では小学校区で実施していただいている集団回収等の協力により実施し、その集団回収などによって生徒児童にもリサイクルの大切さが、大切さを認識していただきたいというふうに思っております。

次に、新町における役場の住民に対する対応についてということについての御質問でございます。まず、言葉遣いについてということで、私の就任の職員への訓示の中でも申しましたが、基本的な部分の対応として、まずは挨拶をすることを徹底いたしております。毎朝、課においては「おはようございます」「ありがとうございます」「ありがとうございました」「お待たせいたしました」、電話の対応など声を出して実施、実際に実行をしている状況でもあります。また、親切に同じ目線で町民の声を聞き、町民の皆様にはできること、できないことなど、公平な答えをして、新町として責任ある行政運営を行うよう衆知をしたところでございます。今後においても接遇研修等実施を行って、町民の皆さんに信頼される行政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、広報のあり方についてでございますが、特に高齢者の皆さんが安心で、安全で安心して暮らせる環境づくりや防犯対策、ふれあいづくり等、社会参加の推進など、地域の皆さんの協力も得ながら、広報で周知しながら支援をしていきたいというふうに考えております。

次に、安全な道路についてという御質問の中で、佐用坂の旧佐用町側の路面の凸凹の改修はいつするのかということでございますが、国道 179 の区域であり、佐用土木事務所をお願いをしているところでありますが、現在の佐用土木事務所からの回答では、この年度内には実施をするというふうに聞いております。

また、町内道路で速度標識が見えにくい箇所があるということで、場所の変更ができないかということでの御指摘でございますが、道路標識等の見えにくい場所と状況があればですね、これはまた申し入れていただいたり、教えていただいて、住民課の方で現地確認をいたしまして、管理者の佐用警察署交通課と協議を行って改善を求めてまいりたいというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔木村君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、木村君。

6 番（木村慎吾君） あと、9 分もないぐらいなんで、大急ぎでやらしてもらいます。

あの、ちょっとこないだ消防局の方もちょっと行ったんですが、その灯油が流れた場合ですね、環境的に見てどういうふうな害があると思われませんか。これはあの、町長じゃなくてそれに担当した課長さんで結構です。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあその、灯油とか油分流れますとですね、まあその、河川の中でまあ実際その環境に対していろんな大きな負荷が生じてまいります。まあ、その負荷によって魚が死んだり、また雑草、その生物の方に影響もありますし、それを最終的には、例えば給水している水に混入すればですね、人体にも何らかの負荷がかかってくるだろうと思います。ですから、まあそういうその科学的な物質が自然界にないものですね、その自然の中にこう流れていく、拡散するということは、これは非常にまあ、どういうことって、具体的なことはなかなか分かりませんが、影響がない、必ずあるだろうということの想定の下に、そういうことがないようにですね、努めなきゃいけないということでもあります。

〔木村君「課長さんの方から何か、それについてあったら」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） え。

6番（木村慎吾君） 課長さんの方から何か、それについてあったら。ないようやったら、次いきます。もし、関係される課長さんの方で下水や。

〔町長「私がもう答えたんでいいでしょ」と呼ぶ〕

6番（木村慎吾君） ないですか。ないようでしたら。はい。

議長（梶原義正君） はい、木村君。

6番（木村慎吾君） あの、実は、僕はこれ大変なことだと思うんです。本当は、畜産公害がですね、ずーっと流れて、そして、それが赤穂で全部赤潮になってたんですよ。で、その赤潮があそこを片付けることによって、非常に減ってきた。そういうふうに思わんとところで影響が出ます。灯油が流れればどうなるか。海の上を油の膜が覆うわけですね。そうするとそこに二酸化炭素が海の中へ入らない。入らないとどうなるか。植物プランクトンは育たない。どうなるか。魚が育たない。そういうずっと連鎖があるわけですよ。そういう重要性を知って、課長さんであってほしい。そして、それを住民にはっきりそれが言えるようにしてもらいたい。「私たちが流したんだ。こんなに悪いんだよ」ということを啓蒙していただきたいと思うんです。そうしないと、水道水源保護条例があっても、これはあんまり役に立ちません。前に、小原課長が「下水道なんだよ」と。「原油、油を流すところじゃないんだ」ということを何回か言われました。まさにそのとおり。そういうものが私たちの温暖化に関係してくるということをしっかり把握してもらいたいと思うんです。

それから、ゴミの不法投棄ですが、これも似たような問題で、川の縁にたくさん、大体川の縁に捨てます。この前も、あの、長船の方で谷川のほとりにペンキをたくさん捨ててた事件があって、まあすぐ役場で片付けてくださいましたけれど、あれがもし流れて入ったたら大変なことですよ。あのすぐ下に取水場があります。そういうふうな、もう少しこう範囲が広がったんだけれど、余計気をつけないといけないことがあると思うんです。それから、町内のゴミの件ですが、これは教育長や・・・、教育長がああ何回も高校へ行っていただいて、高校の方も一生懸命なっただいて、町内

はほとんどゴミが見れなくなりました。非常にもうありがたいと思います。昨日も高校の先生に、一昨日、「あのこうこういうことがあって本当にあの喜んでおります」と言ったら、「いや、そうですか」という言われたんですが、実は私毎日川の向こうを歩いてるんです。ゴミだらけだったんですよ。ところが、あれいつだったか、僕が「あすこにあるんアスベスト違うか」と言ったら、そのあくる日だったか、すぐに町がそれを片付けられました。不思議なことに、それから全然ゴミが落ちないんです。全然ゴミが落ちないんです。ゴミ落ちてないんですね。だから、どっかきちっときれいにするっていうことを私たちは考えなければならぬのでないかないいうことを、それを見て思いました。まだほかにいっぱいあるんですけど、あの、もうはや「5分前」というんが出たんで。

それから、あの、町長ね。11月14日に環境庁のこれが出たんですね。新聞で。御覧になりましたですか。これね、ゴミの分別をしないと国の方から厳しいあれが出るらしんですね。これをやれば、あの、焼却場の問題が非常に変わってくると思うんです。事実、こないだ行った上勝町なんかは、「もう自分とこで燃やすゴミがない。だから、わざわざ島根県かどっかあっちの方まで運んでも、まだ自分とこで作るより経緯費が少ないんだ」という話をしておられました。で、こういうふうなことも早く町民に意識をつける必要があるんでないかないいうことを思います。で、そこまで、もし、何か町長の方で御意見があったら聞かしていただきたいと思います。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵逄典章君） まあ、この環境の問題は、あの、住民みんながですね、一緒に考えなければ、取り組まなければならない課題です。で、まあ、そういう中で行政として責任を持ってですね、この処理について最終的にはやっぱり安全な処理をするという責任を行政は果たさなきゃいけないということで、まあその点において住民の皆さんと連携をしてですね、現代における一番、まあこの環境負荷が少ない、また適正に、安全にこの生活ができる、そういう施設としてのゴミ処理場の建設ということについてもね、一緒にまあ取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

〔木村君「もうひとつ」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、木村君。

6番（木村慎吾君） ありがとうございます。外来強害草の件ですが、あまりお聞きになったことないと思うんですが、これは農林関係で知っと思っていただきたいと思います。未包の牧場の餌の中から出たんで、今一番農家の方に邪魔になってるのは、あそこにね、トゲトゲしたツタがあるんですね。これがねえ、農機具に巻きついて仕方がないんだそうです。それから、ワルナスビっていう黄色いトマトのようなものがいっぱいなる。もうマックスバリュウの裏なんかいっぱい生えてますね。これがドンドンドンドンもの凄く増えるんです。セイタカアワダチ草みたいなんはみんながもう知ってるし、あの除去しますけどね、そういう影に隠れた強害草がありますので、まあ今後気をつけていただきたいと思いますということを申し上げておきます。

以上です。

議長（梶原義正君）

以上で木村慎吾君の質問は終わりました。続いて、大下東一

君。

〔大下君「はい」と呼ぶ〕

〔大下君 登壇〕

30 番（大下東一君）

30 番、大下です。

私は各種団体への補助金、交付金の取り扱いについて伺います。平成 16 年 4 月 2 日の合併協議会の調整会議で協議 19 号、協定項目第 18 号「団体の育成及び事後事業振興の目的で執行している現行の各種団体への補助金交付金等の取り扱いについては、従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、公共性、有効性、公平性の観点から、その内容を検討し」とありますが、同一あるいは同種の補助金等については統一の方向で調整する。2 番目には独自の補助金については目的を明確にし、従来の実績を考慮し、均衡を保つようにする。3 番目に、調整・統合できる補助金等については、統合・廃止するとあります。旧南光町、旧三日月町の加入が決まっていない、旧上月・佐用町の 2 町のときでありましたが、その後、2 町の加入がありました。追認となりましたが、話し合いはできていますか。また、旧 4 町における似かよった事業、行事等がありますが、3 月の予算編成に向けて、各種団体と協議が進んでいますか。そこで 3 点伺います。

1 番目に、商工会における補助金はどうですか。

2 番目に、観光協会への補助金と今後の取組みは。

3 番目に、春の桜まつり、夏の花火大会、地蔵盆等の補助金と取組みはどうなっていますか。

3 点お伺いいたします。

議長（梶原義正君）

はい、町長。

町長（庵逄典章君）

はい、議長。それでは、大下議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

各種団体への補助金、交付金の取り扱いについての御質問でございますが、議員御指摘のとおり、合併協議会協定項目第 18 号において「同一同種の補助金等については統一の方向で調整。独自の補助金については、従来の実績等を考慮し、均衡を保つ調整。また、整理統合できる補助金については統合廃止する」とされております。現在、補助金、助成金、交付金等を交付している団体はたくさんございますが、御質問の 3 点についてお答えを申し上げます。

まず、商工会補助金についてでございますが、商工会につきましては、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律により、地域経済の活性化に果たす機能が強化、充実をされたところであり、経営改善普及事業をはじめとした商工会事業の推進に当たっては、市町商工行政と商工会の密接な関係を踏まえ、事業を進めることが強く求められているというふうを感じているところでございます。まあ、従来より商工会から地域の小規模事業者のために実施する小規模事業経営支援事業について、基本的には、国 2 分の 1、市町 2 分の 1 の負担が必要として要望を受けてきたところでありまして、平成 17 年度の要望額、3,220 万円に対しまして、交付額が 2,660 万で、交付率は 82.6 パーセントということでございました。18 年度補助金について、4 つの商工会の会長による要望会が今月中旬に予定をされているところでございます

が、まあ議員御承知のと通りの財政状況でございます。その要望書により事業内容を、事業内容等、よく検討した上で決定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、観光協会についてであります。17年度は旧町単位の4協会で開催されることになっており、18年6月、新佐用町観光協会の設立に向けて現在調整協議中であります。当然のことながら、旧4町における活動状況、予算配分方法等にはかなりの相違がありますので、これまで各協会で開催されてきた事業を尊重しつつ、新観光協会における総合的、統一的で実効性のある予算編成にいたしたいというふうに考えております。

次に、イベントについてであります。旧町で開催されておりました桜まつり、花火大会等、大きなイベントにつきましては、合併と同時に統廃合、縮小するということがなかなかできないというふうに思っておりますので、基本的にはこれまで取り組んでこられた地域の実情にかんがみ、継続の方向をもって、各種補助金等の検討をいたしたいと考えております。調整については、今後数年かけて調整しなければならない部分も多いのではないかというふうに考えておりますので、御理解を願いたく存じます。

以上、この場での大下議員への答弁とさせていただきます。

〔大下君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、大下君。

30番（大下東一君） 町長も申されましたように、毎年、商工会におきましては各町へ要望という形で上がってきておると思っています。それは今年もまた同じような年末ひかえて要望があるのではないかなという感じがします。そこで、先ほども町長が申されましたように、まあ、商工会法でそういうのが決まっております、国県の2分の1ができればあの町から補助をいただきたいという要望だろうと思っております。ですが、各町におきまして、皆さんも御存じのように営利事業はできません。それで、商工会の事業といたしましては、手数料、会員の会費等でまかなっておるような状態でございます。そんな中で、今まで町にいろいろと無理なことを言うてお願いをしたということも聞いております。ですが、兵庫県の商工連盟、商工会連盟、が要望を出しております国県の2分の1を基本といたしまして、16年度におきまして、私ちょっと資料を持っとんですけれども、上月町におきましては、2,242万5,000円。佐用町におきましては、2,357万8,000円。そして、南光町は、1,600、138万円、三日月町は1,240万2,000円というような国県補助金がありました。その中で佐用町におきまして16年度はこれ何か大きな事業がたくさんあったんかどうか知りませんが、率にして大変多く入っておりますが、佐用町は46.7パーセント、上月町で36.6パーセント、南光町、これも大きいですが、40パーセント越しております。それから、えっと、三日月町は30.6パーセントというような格好で、なるべく国県の2分の1補助のところへ近づけてほしいというようなことを申しております。これはあの、商工会、先ほども申しましたように、商工会自体が儲けのないところへ人件費が一番かさむんですね。そして、その人件費の、局長はあの国県のあれで出ますけれども、その補助員というものは一切出ません。ですから、そういうところをお願いしてるんだと思います。そして、またあの、この事務というのも大変、商工会の帳簿とか、それから土建組合の帳簿とかというようなものを引き受けて作っておる費用でございます。それを、やは

りの、給料としてあの、補助員などに払っているというところもあります。ですので、ひとつそういう4町の商工会の統合が2年後にあると先ほども申されておりましたけれども、そういう話が進んでおるといことですが、それまでに商工会自体が赤字になるようなことはないのかどうか、お伺いいたします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、旧4町、まあその現在の4組合、商工会のですね、経理状況すべてを把握しておりませんが、まあ何とかその赤字にならないような運営をお願いしていかなくちゃいけないわけです。ですから、まあ商工会自体にも相当厳しい中のですね、改革もしていただかなければならないと思います。ただ、まああの、今御指摘のようにですね、商工会自体の収入というのが国県の補助、それに随伴したですね町の補助というものが大きなまあ財源になっております。で、町といたしましても、まあ、基本は国県の2分の1に相当するものをまあひとつの努力目標です、基準に補助してほしいということを上からまあ言われておりますけれども、まあそれに対して精一杯の努力しておりますけれども、まあそれを満額補償するというわけには至っておりません。まああの、現在今年度までですね、一応努力してきたものの水準をですね、何とか維持できるかどうか、これはまあ全体の予算の状況にも、からもバランスを取らなくちゃいけない部分もございます。まあそういう中で、まあ商工会の状況を十分にまた聞かしていただいて、できる限るの努力はしたいというふうに思っております。

〔大下君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、大下君。

30番（大下東一君） あの、商工会というのはほとんど零細企業と言いますか、小売業を含めて小さな企業ばかりが入っております。市の商工会議所などは大きな企業が入っておりますけれども、商工会自体は零細企業がほとんどであります。そこで、やはりこれから先、育成をしていく上で、後継者もない商店街、あるいは、企業におきましても、商工会が主導権を持って、やはり指導をしていくというような状況でなければなかなかそれは、あの、成功しませんし、また、後継者もできないと思います。そこで、何と言いましても、商工会の資金がなければ、やはりあの、指導に徹することもできないんじゃないかという気がしますが、町長どう思いますか。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵逄典章君） 当然まあその資金と言いますか、その会をですね、運営をしていく基本的な財源がないとですね、職員もそこに配置できないわけです。ですから、まあ、その今まで、これまで旧町4つの、4町ともまあその中で、まあ商工会が、4商工会がですね、運営をされてきて現在いるわけです。ですからまあ、そのことを基本にですね、今後どうするかということについては、まあ今後の統合も含めた、今後のまあ、このあり方ということについては、当然まあそれまでの間の当面のね、運営についても何とかまあ、その商工会の維持していただけるように、これはまあ相談には当然のり、受けさせていただきましますし、まあ、それを町行政として努力、

対応できることは、できるだけの対応をさせていただくということであります。

〔大下君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、大下君。

30 番（大下東一君） やはり、商工会も大変厳しい状態が続いておると思います。そこでまああの、新町になりまして商工観光課というのができております。商工会とやはりそういうあの、商工観光課が一体となって町の発展のために進めていってもらうことを願っておるところでございます。

次に、観光協会のあの、資金は一般には会員さんがすべて払っております。そして、それで事業を行っておるんですが、特別な看板設置とかいうような折には、町の方から補助をいただいたり、そして、事業をしたりしておるところでございます。そういうようなところで、観光協会も来年の 6 月ですか、一本化を目指しているということなんですが、そこで、各町の今まである、ここでちょっと申しますけれども、ホームページとかそういうようなの新しく更新するんに当たりまして、そういうような費用を予算的にえっと見ておられるのかどうか、これから先そういうことも合わせて検討されるのか、それとも、町一本のホームページで、そして、観光協会とタイアップしたような格好でホームページを出されるのか、そういうところも、あの、1 点伺いたいと思います。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、現在の観光協会はですね、会員がおられて、会員の会費も徴収されておりますけども、それはほんとにわずかなもので、まあ言えばほとんどまあ町の予算で運営をしていると、実態はね、ということです。で、まあ、看板とかそういうものだけじゃなくってですね、実際のその観光協会主催のいろんな催しについてもですね、当然まあ町のいろんな観光振興のために企画をして、まあ、町、事務局もですね、それまでは町の産業課とか農林振興課とか、まあいろんな各町あったと思うんですけども、そういうところが、あの、その事務、主体になってですね、計画をして、まあ会員さんの協力を得ながら実施しているというようなことだったと思っております。で、まあ、当然だからそういう中で町行政と一体の、ある意味では一体のもので、実際にはね、あるんで、まああの、そういう町の PR 等の中については、あのまず対外的にいろんな町のいろんな催しとかですね、観光案内、そういうものは観光協会というかたちですえん、これはホームページ等も当然まあその見出しで検索をさせていただくようなかたちになるんじゃないかと思えます。それから、まあ町の一般の行政として、町のまあホームページというかたちのものも入りますし、その辺はそのどの分野で分けてやるのか、そのホームページの作り方、そういうことは当然担当の方でいろいろと研究をしてくれてると思っておりますけども、基本的にはもう一体のものだというふうに私は考えております。

〔大下君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、大下君。

30 番（大下東一君） あ、まあ本年度あの、3月までの予算書の中には、あの、ホームページの欄、予算もあのありましたけれども、やはりあの、町の中でできるならば町のね、あの、企画課なり商工観光課なりがホームページを作って、そして、あの観光協会と話をしてね、そして、あの、ひとつ佐用町の目玉となるような、あの、ホームページを作っていたきたいと思います。

それからあの、各種団体におけるところの、まああの、年間行事でもあります各種団体のあの、観光的な要素のその花火大会とかひまわりまつりとかそういうなんの、今後そういうのを続けていくということになりますと、予算計上もやはりここで編成をされると思うんですが、今まで以上に大きなことをね、まあ平福と上月は同じように桜まつりをやってるといようなことで、ひとつにして大きくしようとか、それから、地蔵盆では各種の部落にもありますし、三日月にもあります。三日月が一番大きいんですけども、そういうなんも含めて一大イベントを打っていくのか。あの、先ほど町長はあの、今までの事業は縮小はしないといようなことも言われましたけれども、統合を目指して大きなイベントにするといようなことはありませんか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いや、あの私が縮小しないということを行ったのではなくてですね、この合併時点においてすぐですね、その統廃合、統廃合と申すんですか、したり、まああの大きくしたり縮小したりすることはね、まだちょっと準備とかいろいろ、あの調整の中でできないだろうということです。ですから、あの、当然まあその、今後のそういうイベント、まあ町の行事等のあり方についてもですね、まあ、予算的に見て今あるそれぞれやっていたら、継続してそれを、全部をですね、またより大きくするということも、これも実際やっていたら、方にとってもなかなか大きな負担になるでしょうし、あの、予算面でも難しい面もあると思うんですけども、まああの、新町としてですね、ひとつそういうものをうまく、そのこれまでの各町の取組みをいいところを寄せてですね、新しいまあ催しとして、できればそういうものも研究していかなければなりませんし、ただ、これまで旧町ですと続けてきたことについては、それにはそういう歴史的なものもありますしね、これまで取り組んでいただいたその地域の特性というのもございます。まあ、そういうものも大事にしていかなきゃいけませんし、そういう意味で私は先ほどもこのある程度、この調整をしていくのにね、時間もかかるんじゃないかなということで、まあ18年度と言いますかね、来年度においては基本的にはまあ現在引き継いできた、これまでやってきた、旧町がやってきたものをね、基本にまず当面の対応、予算は編成していかなきゃいけないのかなという思いでは、今おります。

〔大下君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、大下君。

30 番（大下東一君） やはりあの、合併してね、あの、事業が縮小されたというのはやっぱりあの、町民にとっても今まで根付いた歴史的とかそれやっぱり風土とかのね、そういうもんがありますので、一遍に減らすということじゃなくしてね、やはり地元の方々と協議をされまして、行事を進めていっていただきたいと思うことでございますけれども、ひとつだけお願いしたいのは、今後やはりあの、今まで追認という

格好で南光三日月が来られております。そんな中で、やはり今までのことも十分に説明をしていただいてね、やはりあの続けれるものは続けていっていただきたいと思ひまして、私の質問を終わります。

〔町長「ちょっとだけよろしいか」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） よろしいよ。

町長（庵逄典章君） いやいや、ちょっと答弁しとかなないと。ちょっと今の話で私も分からないんです。あの、追認ということについてのね、ちょっと皆さん誤解が与えられるんじゃないかと思ひまして。別にまあその、合併協議の中でですね、まあ当初、上月、佐用で決めたこと。これはあの、別にあの、後から南光、三日月町が加入されたときにおいて、当然、南光、三日月町においても何ら対等な形での合併でありまして、何もすべてそれを無理なものを認めてという話ではなかったというふうに思ひとりまして、でまあ、この今、大下議員が質問の中で言われているいろんな行事、各町がやってたイベント、まあこういうものについても調整をするというね、この調整は当然その三日月、あの旧4町全体が同じ対等の中で、まああの、これから続けていくのかと、また新しいものに統合していくのか、そういうことはまああの、協議、研究もしてしていかなきゃいけないんですけども、あの、そういう意味で、あの、その追認ということについて、あまり誤解のないように捉えておいてほしいなというふうに思ひしております。はい。

〔大下君「はい、よろしいです」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 以上で大下東一君の質問は終わりました。次は、24番、坂本順子君。

〔坂本君「はい」と呼ぶ〕

〔坂本君 登壇〕

24番（坂本順子君） 失礼します。24番、日本共産党の坂本です。

私は、高齢者福祉の充実を求めて質問いたします。

町長選挙の公約で「老人クラブと手を携え、高齢者の健康づくり、生きがいづくり活動を充実」「介護用品購入補助の充実」の実行を求めて伺います。

1、介護予防、生きがい活動支援事業の配食サービスは、新町において調整するとされると・・・、されている。どう検討されていますか。対象者の声を聞くことが大事だが、各旧町の取組み状況を知らせて、アンケート調査を実施すべきではないでしょうか。

2、家族介護支援事業の介護用品支給は、要介護認定者に月額5,000円とされている、さらに充実させるべきではないでしょうか。

3、町老人クラブ連合会の事務は、福祉課の職員が担当することだが、旧町単位の老人クラブの事務は、各支所でやってほしいとの要望があります。対応すべきではないでしょうか。

4、老人クラブの活動に町マイクロバスの活用は可能ですか。旧上月町ではマイクロ

バス使用規程がありました。新町の方針はどうなっていますか。

5、高齢者高額医療費の償還払いで、未償還の実態は各旧町ごとではどうなっていますか。また、どう対処されるつもりですか。また、高額医療費の現物支給、給付は検討できないでしょうか。

以上、答弁よろしくお願いいいたします。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵邊典章君） それでは、坂本議員からの御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、高齢者福祉の充実をとの質問でございます。

まず、最初に給食サービスの調整についてであります。旧町におきましては、対象者の年齢、配食回数等の違いがありましたので、去る 11 月 18 日に委託先の佐用町社会福祉協議会と調整会議を開催し、協議をいたしております。その結果、実施にあたっては、事前に社会福祉協議会が対象者の声を聞くための実態調査、またこのサービスについては、調理ボランティア、配食ボランティアの協力が必要でありますので、ボランティアの皆さん方の意見を聞きたいということですので、その結果を踏まえてできるだけ前向きに計画を考えていきたいというふうに思っております。

次に、介護用品支給の充実ということについてであります。議員も御承知のとおり、旧町においては各町の介護用品支給事業実施要綱に基づき、それぞれ特徴のある支給がされておりました。合併するにあたりまして、分科会、専門部会、調整会議等で協議検討、調整した上で、合併協議会において、合併時から旧佐用町の例により介護度 1 から 5 までの認定者を対象に、月額 5,000 円を限度として補助するというように確認をいただいておりますので、当面それにより実施をいたしたいというふうに思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、老人クラブの事務局ということで、老人クラブの活動につきましては、現在 87 クラブ、会員数 5,786 人と、町内でも最大の組織であり、その連合体として町全体の老人クラブ連合会、旧町単位に支部を置き、これまでの活動を継続していただいております。町全体の老人クラブ連合会の事務局は、御指摘のとおり福祉課で担当しておりますが、旧町単位の活動についての事務局は、各支所での担当、各支所では担当いたしておりません。まあこれは、新町の老人クラブ連合会の発足にあたり、役員会で了承されたものというふうに聞いております。しかしながら、老人クラブの活動を進めるために、各種資料などの印刷物などを必要な場合が生じてまいりますので、これらの印刷等については各支所でも対応するよう福祉課から依頼をし、そのような体制を現在とらせていただいております。

老人クラブの町マイクロバスの使用についてということですが、現在のところ、町マイクロバスの運行規程を作成し、対応しておりますが、まだまだ検討を要する課題が残っております。特に、合併以前の旧町によって使用方法が違っていたことによるもので、できるかぎり早く調整をさせていただく予定です。予定であります。老人クラブのマイクロバス利用につきましては、町全体の行事及び旧町単位の行事については、当然これまでと同様に無料で使用していただくことに、といたしておりますが、各集落単位の単位老人クラブの使用につきましては、旧上月町では使用規程により、年 1 回の研修会に限り利用できることとなっていたようでございます。他の 3

町では、単位老人クラブの使用ができないこととなっております。平成7年度中においては、各団体の事業計画や補助金にも関係をしてきますので、現在のところ合併前の使用基準のとおり対応をさせていただきます。18年度当初からは統一した新たな基準を設けるべく、現在検討をさせていただきます、いただいております。

次に、高齢者の高額医療費の償還払いの実態、また、高額医療費の現物給付についてということでございますが、高齢者の高額医療費の償還払いの実態につきましては、10月1日現在では、合併前の4町とも調査いたしました結果、未償還部分は残っておりません。合併後2箇月間の状況では、各個人からお知らせいただく振込先の金融機関名及び口座番号等の案内をしているものが数件あり、報告のあり次第その口座に振込むことといたしています。医療費の償還払いについては、実際に御負担いただいた各個人に払い戻すまでにどうしても期間がかかります。これは、実際の診療された翌月の10日までに各医療機関が診療報酬支払基金並びに国保連合会へ請求が行われ、その後審査決定後、翌々月に町へ通知がされます。その後、町で事務処理をした後、各個人の口座へ振込みになっておりますので、通常でも実際に病院にかかられてから4箇月間の期間が必要となり、この期間のために高齢者の皆さんからは遅いという御指摘がございますが、現在のところは制度上やむを得ないものというふうに考えられます。また、現物給付については、一定所得者については2割負担で、月額通院4万200円、入院では7万2,300円、一般所得者、1割負担者で、通院1万2,000円、入院で4万200円。また、低所得者で老人医療費の限度額適用、標準負担額減額認定証を発行した方は、通院で8,000円を、入院されている方は2万4,600円、または1万5,000円を超える金額については、単一の医療機関で費用徴収を行わない制度となっております。同1月に複数の医療機関を利用、一月にですね、1箇月に、一月に複数の医療機関を利用された場合は、個人負担額の合算ができませんので、この場合はどうしても償還払いとなります。この認定書の発行については、町広報誌などでPRし、必要者に発行しておりますが、今後ともできるだけ周知のための広報活動に努力をして、高齢者の皆さんの医療負担の軽減等に努めてまいりたいというふうに思います。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔坂本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、坂本さん。

24番（坂本順子君） えっと、配食サービスの件は、あの、今調整されると聞いたんですけど、えっと、介護用品の支給の充実を求めているんですけど、まあ、上月町の場合は、あの、介護度4・5の方のみが対象者になって、5,000円だったんですけど、その分では旧上月町は前進したと思っております。けれども、南光町の場合は、介護度4・5の方は、8,400円の支給がありました。これは、あの、新しい町になってそういうふうに5,000円に統一されたんですけど、良くなった旧町の上月町としては、あの、嬉しいことなんですけれど、制度が後退した南光、旧南光町のその対象者の方は本当にあの、がっかりされてると思うんです。これは、福祉の充実に対するものではないかと思うんです。それで、いろいろと介護度4・5の方の実態がそれぞれ違うと思いますけれど、町長はそういう介護度4・5の方を介護されてる方の本当の姿を見られたことはありますか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。あの、私のあの、家庭でもですね、あの、家内の母親が介護度、今 4 で、家でずっと寝たきりの看病をいたしております。だから、そういうことは十分私も一緒にお風呂に入れたりですね、あのまあ、おむつ交換までは私はまだ手を出しておりませんが、そういうことをしておりますので、分かっております。

〔坂本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、坂本君。

24 番（坂本順子君） そういう実態が分かっているがね、なぜこういうふうに制度を下げられるんですか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

〔「金があったら」と呼ぶ者あり〕

町長（庵逄典章君） 金があるかないかの問題じゃないでしょ、そんなん。そんなこと言って、おかしいと言わないでください。

あの、まあ、上月町ではね、まあ良くなったと。南光町では悪くなったと。これが合併における皆さんの調整でありまして、その全部ですね、かなりそれぞれの各町の取組みについて差があって、それをどういう水準でまああの、調整していくかということで、皆さんと協議をした中でね、実態として大体まあ月、その大体おむつ、介護用品というのはまあ、おむつですね、紙おむつ等が一番多いんですけどね、これぐらいの金額というものが実態に合ったものであろうということで、それを全認定者に支給するということで調整をしたわけです。

〔坂本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、坂本君。

24 番（坂本順子君） はい。介護度 4・5 の方にも、本当にあの寝たきりの方はあの、床ずれになったりしますから、本当に普通の元気、ある程度まああの、4 でも自分でそういうふうなおむつのはくパンツなんかありますから、そういうことをされる方もありますけれど、べったり寝た方はすべて介護者がないと、そのおむつを替えていただく、もらえることができませんので、そういうずっとそのどんな状態かについて見ることも大変ですけど、床ずれになると本当にそこから部分的に腐ってくるんですよ。そうすると、本当にあの、どういうんですかね、見る側も大変ですし、その本人も痛いし、そういうことにならないためには何ぼ、あの、介護用品がパンパースになってね、蒸れないと、濡れない状態は確かにありますけれど、そういう長時間そういうひとつのおむつをすることによって、老人は大変苦痛を感じてると思うんです。ですから、本当にこまめに替えてあげるためには、お金があるなしは関係ありません。本人のために介護用品の金額は、私は上げるべきだと思うんですけど、町長はどのようなお考えでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、介護されてる方はですね、家庭で介護するのは本当に大変ですけども、まあ老人の寝たきりの方も本当にあの、それぞれ苦しい思いでね、まああの、おられます。ですから、あの、こまめなというんですか、出来るかぎりの介護をできるようにお互いにまあ努力していかなきゃ、努めなきゃいけないわけです。そういう中で用品、介護用品についても町がね、こうして支給、援助していこうということでもあります。まあ、金額はね、そりゃ多ければ多い方がいいんだと言われればいくらそりゃ多い方がいいんでしょうけれども、しかしこれがほんならもっとすごく少なすぎるということも私はないと思っておりますね。まあ、この 5,000 円ということで、一応皆さんの協議の中で決めているわけですから、当面これは、今すぐにこれを変えるということは考えておりません。ただ、あの確かに介護度 1 からね 5 まで、状況が全然違います。だから、すべて同じようにね、するのが公平なのかどうか、この点についてね、問題があればね、それは今後また検討して、変更すべき点は変更したらいいと思いますけどもね。まあ、今の段階ではこれで皆さんにひとつ御理解いただいて、まあそれぞれ介護されている方の苦勞ということについてはみんなで理解をしてですね、この高齢者の福祉について、まあ全体としてできるだけ充実するような方向でね、また町としても今後とも努めていきたいというふうに思っております。

〔坂本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、坂本君。

24 番（坂本順子君） それでは、旧町単位の老人クラブの事務のことですけれど、福祉課の方で必要な書類は、パンフ関係は作るとおっしゃいましたけれど、旧町単位の老人クラブの中でこういうことを事務的にお願いしたいという要望があれば支所は対応しますか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。あの、支所の方には総合窓口、地域振興課、両方置いてですね、まあ地域の中でのいろいろな課題についてできる限りその地域の実態に応じて対応するように、そういうふうをお願いしております。ただ、その内容によります。だから、「こういうことで言われたら、できますか」と言われればですね、その内容によってできることとできないことがございます。

〔坂本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、坂本君。

24 番（坂本順子君） 次に、町のマイクロバスの活用の件ですけれど、先ほど庵逄町長は、上月町だけに規程があるとおっしゃいましたが、南光町にも上月町と同じ規程がありまして、それから、三日月町の場合は町外はなかったんですけれど、町内での使用は可能になっております。マイクロバスは使用する規程といたしましていろいろ

る例規集に載っておりましたので、私はそれ、上月・南光・三日月、佐用の場合はちょっと例規集から見い出すことができませんでしたので作っておりませんけれど、上月町だけに規程があったんではありません。南光にも三日月にもありました。それが、たまたま三日月の場合は町内だけの使用ですけれど、上月と南光の場合は町外、例えばあの、老人会で淡路の方へね、淡路島の方へゲートボール大会に行くんやとかいうような形のときに使用される場合があったそうです。ですから、そういうときにこういう規程があって初めて、年1回にもせよ、老人クラブの負担が少なく、そういう元気な老人会の方が遠くへ行かれてでも活動できるっていうひとつのメリットがあったんですけど、それを廃止するっていうことは、まあちょっと福祉の後退にもなりますので、検討課題にさせていただけないでしょうか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 何か私、「廃止する」と言いましたか。

〔坂本君「は」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 廃止すると言いましたか、答弁で。私は廃止するという言い方はしてないと思います。そういうね、各町の取り扱いについても様々な違いがありましたので、このことについては現在の車両の運行とかいろんなことも含めてね、考えた中で調整しますという答えをさしていただいております。

〔坂本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、坂本君。

24番（坂本順子君） どうも失礼いたしました。

それから、高額医療のことですけれど、あの、償還払いするっていうことは、あの、病院に行ったらすぐ全額自分が出して、それが返ってくるのが何箇月もあたってということになりますと、その悪循環で絶えず病院に行きながら不安な、財布と計算しながら病院に行かなければならない状態なので、返ってきてそれを使ってまた行くということになりますと、4箇月後になると思います。そういう状態の病人はそれほどおりませんので、できれば償還払いを町がきちっと立替えて、せめて1箇月の合計はすぐにそういうふうに町が立替えといて本人の負担が少なくなるような制度にはできないものでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、この問題はですね、事務的なまあ手続きの問題で、できれば私はね、できるだけ即、そこで、現場で対応できるようにできたらいいと思うんです。ただ、今現在の制度上それができないんだと。で、お金のことですから、そう簡単にほんならだれかが個人的にどうというわけにはいかないんでね。だから、やむを得ずこの点については御理解いただいて、きちっとした処理でさしていただきました

いということをまあ、お願いしてるわけで、あの、なかなかこの制度なりいろんな問題が変われば問題ないんですけどね。現行ではその辺が難しいということは、まあ坂本議員も今までお聞きになってることだと思っんですけどもね。まあ、それはそういうことで御理解いただきたいと思います。

〔坂本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、坂本君。

24 番（坂本順子君） はい。これで終わります。

議長（梶原義正君） 以上で坂本順子君の質問は終わりました。

ここで約 20 分間休憩いたします。ですから、今度 3 時 10 分ですか。3 時 10 分に開会いたします。

午後 2 時 5 0 分 休憩

午後 3 時 1 0 分 再開

議長（梶原義正君） 休憩を解き、会議を続けます。次は、46 番、金谷英志君。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

〔金谷君 登壇〕

46 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。私は 2 点。

まず、にしはりま環境事務組合について伺います。循環型社会形成推進基本法はごみ問題の解決の前提として、第一に、ごみを発生段階で出さないようにするリデュース。第二に、繰り返し使用するようにして資源の浪費を抑え、ごみの発生を抑えるリユース。第三に、資源を循環させるリサイクル。最後に燃料として利用するサーマルリサイクルとして廃棄物への対応の優先順位を明記しています。本来のごみ処理は自治体の責任で行うものであるという基本姿勢から、以下の質問をいたします。

1、町長はごみの減量を公約に挙げておられますが、具体的なごみの減量政策は何か。

2、にしはりま環境事務組合の技術審査小委員会の処理方式選定に関する審議結果報告の中で、第 1 回小委員会での審議。(2)として、コンセプトの優先順位の確立を明確にするよう提言していますが、この中で何が優先されるのか。

3、この報告の中で今後の検討課題として、1、溶融スラグの有効利用。2、低質ごみ対策。3、経済性と施設の管理運営。等の検討が重要と提言しているが、この課題にどう対処するのか。

次に 2 点目。乃井野陣屋館の今後について伺います。旧三日月町では、石垣、橋、長屋門と順次、陣屋跡整備を進めてきております。この陣屋館を新佐用町の中でどう位置づけるのか、町長の回答をお願いいたします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） それでは、金谷議員への御質問に対してお答えをさせていただきます

ます。

1点目のごみの減量につきましては、ごみの発生抑制、再使用、再利用、不要なものを断る、まあ修理して使用する。この5点が基本になると考えております。ごみの減量化問題は行政だけの力では限界があり、行政と住民、事業者が協力、共同していかなければならない問題だと捉えております。最近ではスーパーの買物袋等を有料化されているところがありますが、これもその一環であるというふうに思います。青木議員の質問でお答えしましたような方策を推進して、減量化に努め、広報誌等を通じてこのごみの減量化等について周知をして、啓蒙活動をしていきたいというふうにも考えております。

2点目のコンセプトの優先順位の件でございますが、まず徹底した環境保全、公害、環境汚染を起こさない施設、安全で信頼性のあるシステムを作る。2番目に未来を見つめた精神的施設ということで、最新の処理技術。まあ、経済性を考慮した健全な施設運営を行っていく。次に3番目に、資源のリサイクルとエネルギーの有効利用、これを最大限考えていくということ。そして、4番目に、地域振興に役立つ事業、エネルギー利用による地域の振興といたしております。

3点目でございますが、溶融スラグにつきましては、設備投資、維持管理コストがかかるために、土木資材に利用できるような形状、できるような形状にする、そういう土木資材に利用できるような考えていくということになるかと思っておりますが、さらなる有効利用について、また、経済性と施設の運営管理についても今後、情報を収集し、今後の設計技術面でよく検討して、この溶融スラグの利用ということについても考えていきたいというふうに思っております。

次に、乃井野陣屋館の今後の整備についてお答えをいたします。議員御質問の陣屋館を新佐用町でどのように位置づけるかということでございますが、現在佐用町には、上月歴史資料館、平福郷土館、乃井野陣屋館、さらには県の委託を受けて管理をしております兵庫県昆虫館などの博物館類の似た類似施設がございます。今後はそれぞれの施設に即した展示に努めるとともに、周辺の史跡や自然との調和を図りながら運営をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46番（金谷英志君） はい。2点目の陣屋館の方からお伺いしたいんですけども、率直に感想だけお伺いしたいんですけども、町長はあの、陣屋館の開館のときに来られて列席されたと思うんです。そのときの印象だけちょっとお伺いしたいんですけども。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） あの、まああの、陣屋館も最終的に今ね、第1次の整備ですか、あれは。あの、一応、長年かかって、あの整備においても3期ぐらいの工事に分けて工事されておりました、私途中も見えておりました。まあ、そしてこないだ一応1次の工事が完了したということでの開館ということで行かしていただきましたけども、まあ、この施設を今後、実際に管理・運営していくのにはかなりどうしたらいいのかなというね、あの、そういうその思いは当然あります。あの、実際に入場料をいただいて、こう見ていただくという点については、まあそれほど入場料をいただくというような展示物もそんなにない

わけでありまして、まあ、あとその施設の中の活用方法で、あの、広い部屋がそんなにあるわけではありませんし、集会場施設として使うわけにもなかなかいかんような感じもいたしますしね。まああの、まだ、あの、将来的には今の陣屋館というだけで、もう門の施設で、あとあの、実際の陣屋というのはそのほかにですね、たくさんまだ施設が、館があったということで、まあその辺りの、まあまだ発掘調査もまだ終わってないんですけども、そういうことも含めて今後どういうふうにあれを整備、将来的に整備していくのか。それはよく検討しなきゃいけないなという思いはしております。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46番（金谷英志君） 今まあ言われたのは現状ではね、利用方法としてはそれほど観光資源として生かすのか、近所にある味わいの里とタイアップしたような全町的なね、今言われたような、全町的な方向の中でどうするのかということですけど、方向性としては、今、印象は言われましたけれども、観光資源として生かすのか。それから、全町的な公園として、公園的な整備として生かすのか。それから、産業とか住民が利用するようなものとして生かすのか。その3点のうちではね、町長はどれが今の方向では、どの方向で考えておられるんでしょうかね。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ですから、どの方向で考えてるといところまでね、回答ができるような私は考えをまとめているわけじゃないんですけども、まあ、どちらにしてもなかなかその十分にこれでいけるといいうね、結論が出しにくい、まあ、施設だというふうに思います。まああの、基本的にはあの、地域住民の皆さんがうまくそれを利用していただいね、地域の住民の皆さんの福祉の向上に役立てば一番いいわけです。しかしまあ、その、そういう中でそこを公園、あそこの跡全体をね、公園とした施設として、その管理を含めた、休憩施設も含めたですね、あの位置づけをするのか。まあ、そうするとまあ、あそこを公園という形でのまた、残った土地をですね、整備をしていかなきゃいけないという形になりますし、まあ、その公園自体とを含めて、まあ町外からまたは県外からも来ていただけるような、その観光として捉えるんかですね。まあ、その味わいの里等と連携した、まあ地域のひとつの振興施設として、振興施設というんですか、まああの、活動施設として活用していけるようにしていくのか。そういう点でいろいろなまあ考え方なり、検討をする課題はたくさんあると思うんですけども、今、私はそういう今3点、金谷議員の方から言われましたけど、そういうことに分類はされると思うんですけども、その中でじゃあどれを柱にしていくかということについては、これから皆さんとよく協議をしながら考えていくべき段階ではないかと思っております。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46番（金谷英志君） 「皆さんと協議していく」ということですけどね、その方向性としてはいろいろみんなの意見を聞いて出していくんですけども、あの、県下でもね、篠山

市の大書院とか、それから、赤穂の赤穂城のその整備とかね、いろいろ県下でも類似施設はあるんですね。その中で、その、この佐用町に寄ってきてもらうようなね、その競合するような中でやっていくとしたら、その、ひとつの公民館的な、社会教育的な施設ではなくてね、全町のいわゆるちょっと観光とか、それから産業にも係わるような、行政的なつながりとしてはね、その公民館だけに限らない、そういう意見を吸い上げる場としては、全町、課がちょっとまたがったような、それからも意見を聞かれるような方向になるんでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ今ちょっと例を挙げました、挙げられましたですね、赤穂城の中のまあ施設とか、篠山と、それはあの元々、篠山は篠山のね、全体の史跡、篠山城としての中のまた大書院、ひとつの一角の施設ですから、まああの、全体観光施設なりですね、という中に位置づけもできるんですけどもね、まああの、この乃井野の陣屋館につきましては、まあその周辺が古い歴史を持った武家屋敷跡のような形状のところもありますけどね、施設としては単独の施設です。だから、それだけでほんなら観光施設として捉えてですね、本当に整備していくことによって、それが活用できるのかどうか。まあ、この点もほかのそういう施設等の比較では、ちょっと議論ができないなという感じはしますけどもね。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 金谷君。

46番（金谷英志君） まあ、例としてほかの施設も挙げましたけどね、町のそのこれからの町長がやられようとしてるのは、その課がまたがっての、そういう方向性もあるんかという今の質問なんですね。例だけじゃなしに、その全町的な協議を吸い上げる場があるんかという方向なんです。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、ですから、これはですね、あの、全町的なと言われるのは、その、あの、位置づけをどういう位置づけにするか。これは佐用町としての位置づけになりますね、今度はね。ですから、その中には先ほど挙げました、それぞれ旧上月町にもそういう施設がありますし、佐用町にも、旧佐用町にもあるわけです。そういうものと一緒に、全体として、それぞれの施設をね、どういう位置づけをしていくのか、どういう活用法をしていくのかということ、これは考えていくことは、それは当然、課をまたがったと言いますか、その、いろんな関係課を含めて職員も一緒に考えてもらわなきゃいけないし、町民、地域住民の皆さんにも一緒に考えていただかなきゃいけない。そういう形であの、まあこれから検討していきたいなと思っておりますけども。

〔金谷君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） 次に、にしはりま環境事務組合についてに移りますけれども、環境事務組合はそもそもできたのは、この 2 千 05 年ですけれども、これで今まで廃棄物補助金だったんですけれども、循環型社会、平成推進交付金制度に今度変更されました。その中で市町村が地域計画を出さなくてはならない製作、作成するということになってます。この計画の中で 2 点目に上げられておるんですけども、「循環型社会形成推進のための現状と目標をその計画の中に明記しなければならない」とあるんですけれども、それで、現状についてお伺いしたいんですけれども、今、旧 11 町で行って、旧 11 町の中でごみのね、それぞれの町のごみはどんだけ、日量どんだけ出ることとか、ごみ質の調査とか、そういうのは調査はされてるかどうか。その点はどうか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、当然これはあの、家庭ごみ、事業所のごみじゃなくてですね、家庭から排出されるごみの処理をするということが目的です。だから、ごみ質のですね、この調査までは、これは細かくやってないと思います。通常の家ごみということ想定した中での施設です。ただ、ごみの排出量については当然現在も各市町村が、各市町がですね、ごみ処理をしているわけで、それは現在どれぐらいの処理をしてるかということの調査をちゃんとしてですね、排出量がどれぐらいだと。ただ、今後、そのごみの減量化、まあリサイクルなり、あの、リユースなんか、減量化に努めた、努める目標を立ててですね、その結果、大体最終的にそれを焼却とか、処理をしていく量がいくぐらいになるかという想定はしていくわけです、これからね。はい。だから、ごみの当然その排出量というのは、現在の排出量を基準、を調査ちゃんと、それは当然してあります。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 金谷君。

46 番（金谷英志君） ごみの量はね、総量としては 1 日に何ぼ出てるかというのは、その計画の中でも表になって出とるんですけどね、その減量化するんでしたら、今現状はごみの量、当然ですけれども、ごみ質がどんだけあるか、どんなごみがどんだけ出てるからそれに対して対処しなければならないと思うんですけれども、現状の把握はとりあえず、まずはそれはしなくちゃならないと思うんですけれども、広島市ではですね、「ゼロミッション広島」という計画を立てて、家庭系ごみでは、紙類、生ごみ、布、不適物。その紙類の中でもリサイクル可能、生ごみについても減量可能なやつを分類して、それで、蘇生分析をちゃんとしてるんですね。それがあって初めてこの計画ができると思うんですけども、この蘇生分析まで今後計画の中にね、調査されるんかどうか。その点は。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。まああの、当然あの、ごみの、まああの、今言われる中身ですね。どういう種類のごみなんだということ。で、どの部分が今後リサイクル資源化をしていくのかと。まあ、そういうその計画目標を立てなきゃいけないということになります。だから、あの、現段階においては大体のごみの量と、まあ、資源化していけばこれぐらいになるだろうという想定の下に、まだあの、おおまかな概略の計画しかできておりませんけどもね。最終的にこれから実施設計に当たる段階においてね、当然ごみのこれを焼

却するだけじゃなくて、リサイクルセンターを作らなきゃいけないんですね。まあ、その点において当然まあそういうことも調査した上で計画していくというふうに私は考えております。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） その現状を知るといのはやっぱり、町長が今言われたように基本的なことだと思うんです。今までそれが、私、環境・・・、にしはりま環境事務組合の中でこういう資料をね、その蘇生分析した資料を出してくれと言われても、今まで調査は環境事務組合ではしてないんですね。とりあえず、この佐用町だけでもどんなごみがクリーンセンターに持って行かれてるのかということもね、基本中の基本ですから。それ今、町長が言われたようにやってほしいと思います。

それから、生ごみが大きなその広島市の蘇生分析でも出てるんですけど、燃やせるごみの 42 パーセントが生ごみなんです。ですから、町長先ほど言われたコンポストとかその減量計画はどうするのかという質問の中で、そのコンポストやその買物袋とか、そういうのを進めてると言われましたけども、一番その減量化に結びつくのは生ごみだと思うんですけども、その具体的な、具体的に方策としてはどうするのかと聞いておるんですけども、今まではコンポスト化されました。それから、今後も減量化に取り組むということですから、具体的な方法としては、今どんなことを考えておられますかね。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、減量化の具体的な方法ですね。

46 番（金谷英志君） 特に生ごみで。

町長（庵逄典章君） 生ごみのことですか。生ごみは、あの、旧佐用町においてもコンポスト、まあほかの町においてもできるだけ家庭の中でコンポストできるところはコンポスト化してですね、生ごみの排出も抑える、減量していくと取り組んでおまして、これは引き続いてね、やっていきたいと思います。ただ、あの、コンポストしたりいろいろとしても、あの、土地、広い畑があったりですね、そういう土地がないとできない部分がありますし、まああの、家庭でまあその努力していただく分には、すべて強制的にやっていただくわけにいかない。皆さんのまあ意識の中で努力していただくこととなりますのでね。まあ、この辺は、あの、まあ、ひとつひとつ努力目標としてやっていただきたいなと思っております。はい。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） そういうふうに住民の意識を変えていくということも大事なんです

けども、その町の政策として、ひとつ、先ほど木村議員の方からも上勝町の例がありましたけれども、具体的に全国的に取り組んでいる例としてね、長井市というところがあります。山形県長井市ですけれども、いろいろ今まで取り組んできた中で、これは長井市の例、ほかの全国的な例ですけれども、各家庭から収集して堆肥化センターなどを一括して作って堆肥化する。それから、約 100 世帯規模の住宅を対象にした小型堆肥化施設を設置する。これ、行政がやってることなんですけれども、そこでいろいろ減量化に取り組んでいくことなんですけれども、長井市の例はね、もっと具体的に作ってるんですけれども、台所と農業をつなぐ長井計画として生ごみを堆肥化し、その肥料を農地に還元することによって自然体系に準じた農業を進める、作られた農作物を地面に再び還元するという循環型社会そのものがモデル付きとしてね、こういうふうに長井市では取り組まれているんですけれども、町長にここで伺いたいのは、そういうこれをやれということではないんですね。そういうやれるような計画的な組織づくりをとりあえずはしてはどうかと。この長井市でもこれをレインボープランと名づけてるんですけれども、行政全体を横断的に見渡せるそういうセクションを作ったと。とりあえずは、レインボープラン推進室というようなものを作って、その農業とそれから環境問題を作る、そういう環境セクションを作ったと。こういう方向性ではない。今、答弁、すぐ作りますとかそういうことは町長には聞きませんけれども、こういう例としては参考にされるかどうか、その点だけ。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵逄典章君） まああの、そういう現在のですね、循環型社会と言われる、まあ環境問題を総合的に捉えた中でね、今御指摘のようなごみの処理についてみんなが考えていくという、そういうことは非常に重要だと思います。ただあの、今回の今の循環型社会拠点施設という中で 11 町協で取り組んでいるこの施設につきましても、各それぞれの町、旧市町村からですね、検討委員会にみなさんがたくさん出て、代表が出ていただいてですね、そういうことも含めて、あの、この施設の計画の基本的な話もしていただいてきた現在の結果です。まあ、ですから、あの、当然まあごみの、その生ごみの処理ということについても、まあそういう方法があることは確かなんですけど、それがその地域全体の中でそういう施設を作れば、またその施設を作らなきゃいけない。いろんな、あの、それにおけるまた地域住民に対する公害問題とかいろんな話も出てくるわけですね。ですから、あの、地域の中でそれができる状態のところはやっていただいたら、ごみを減らすということで、特に土地があり、畑があり、周辺部においてね、コンポストができるようなところはコンポスト化によって減量していくという努力は必要なんですけども、まあ、全体としてはそういう生ごみもですね、燃やせるものとして再利用できないものは、まあ、今のガス化溶融炉で処理をするということで、今現在決まっております。そういうことで、まあ基本的には進めていかざるを得ないんじゃないかと思っております。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） 具体的にその堆肥化センターをね、先ほど言うたように作って、作ったらどうかという提案ではない。そういうことをしている行政があるから、その考える場を作る、課、課とは言いませんけれどもね、推進係ぐらいののこを作ってはどうかということなんです。ですから、その中でいろいろそのごみについても、この長井市につい

ては、ただごみを処理するだけじゃなくて、環境とか教育、それから先ほど言いましたように農業とか産業全体を含んだその行政のその政策ということになりますから、一ごみ処理場だけじゃなしに、その先ほど陣屋跡でも言いましたように、課のいろいろわたったセクションの中でそういう方向性を出していったらどうかと、そういうことなんですけれども。提案なんですけれども。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、そういう問題については、今新町における組織の中では、担当課どこになってるんですかね。ちょっと、私も。昔は、前はそういう環境衛生の中ですね、あの、取り組んで、担当課、係を置いてやっております。だから新町においても住民課の中ですね、あの、取り組んでいきたいと思っておりますし、十分まあそういうことについての研究もね、継続してやっていきたいと思っております。

〔金谷君「ちょっと」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46番（金谷英志君） 次にですね、えっと、スラグの有効利用ということで言ったんですけれども、町長の方では土木資材等に利用すると、さらにまた、その技術も開発していかれるだろうということなんですけれども、今現在、土木資材として作られている、利用されるということもあるんですけれども、土木資材の中でその道路路盤の材料として使うという、今、スラグが、今まで溶融したやつを今ずっとできてますからね。そういう中で道路材としては、その雨に打たれるとかそういうのはダイオキシン等を多く含んだ、凝縮したようなそのスラグですから、それが改めて雨によって流れるとかね、技術的にそれが安全性が確保されてない段階で、もう野積みになって余ってるという状況ですからね。これの、このスラグについては1つの溶融炉の目的としては最終的なごみの量を減らす、その灰を減らすと、凝縮するというのでそのスラグが導入されたんですけれども、今回の環境事務組合のその中でも、流動床のそのガス化溶融炉ということで方式が決まりましたけども、そん中でこのスラグになるからということで利用等上げられてるんですけども、スラグの利用はそれ程今後その、技術を、技術のその進展を待つとはいえね、現状ではそのスラグをあんまり利用されてないんじゃないかと思うんですけれども、スラグの利用はできるんでしょうか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あのまあ、ごみの最終的な処分というのはね、あの、量を減らしていかないと最終処分地の確保ということも非常にまあ問題があるわけです。で、今回建設をするのは中間施設になりますね。で、結局それから最終的に出た最後の残ったものというのは最終処分地でまた搬出をして処分をしなければいけないということです。で、その量もできるだけ減らすということね。これはまあ最終処分地の寿命を長くして、まあできるだけまあ、あの、逆に環境面でもあの、これから対応していかねばいけないということで。で、スラグ化するということは、そういう私はあの、有害物質がそこから流れ出

ない、そういうものになって、そういうまで溶かしてですね、固めてしまうということなんではないかというふうに思っております。で、あの、現在でも既にあのインターロッキングとかですね、そういうブロックなんかにも利用されてるといふふうに聞いておりますし、それをその今後路盤材等についてですね、これはあの、安全が確認された上ということですけども、安全についてはそれがそういうスラグ化した、1,300度から溶けてガラス質、石のような形になるんですけども、そこからはそういう有害物質が溶け出さないんだということが確認できればですね、当然それはそういう土木資材としても利用できるというふうに思っております。で、まあそれが例えばできなかった、もし問題があるとすればですね、それはまあ、あのまあ量的に非常に少なくなったものとして、まあ灰でそのまま死灰で処理するよりははですね、溶かして、あの、溶融スラグとして処理した方が非常に体積も小さくなりますので、この点についてもまあ当然有効だといふふうには思っておりますけども。

〔金谷君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46番（金谷英志君） その、にしはりま環境事務組合のその流動床のガス化溶融炉の大きなその導入の根拠としてね、そのスラグの有効利用いうのを考えた上ですから、そのスラグの安全性まだ確立されてない段階でそれを理由にされるというのはね、そのおかしいとは思いますが。それと、スラグの安全性ともうひとつ、そのガス化溶融炉の安全性そのものについてもね、いろいろ全国的な事故があります。兵庫県で卑近な例と言いますと、高砂市で、高砂市が2002年にその高砂市単独でその処理場を作ったんですけども、それ以降事故続きなんです、12回。営業停止、運転停止が10回含むその事故も起こってます。ガス化溶融炉そのものの安全性についてね、その技術小委員会の一番の優先されるコンセプトの何かということの中で、町長先ほど言われてましたように、安全が最も優先されるべきだと。そういうことなんです。ですから、安全性が優先されるのであれば、まだまだ技術的に確立されてないそのガス化溶融炉の導入はというふうに町長は見解として持っておられますかね。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それだけ答えましょか。

議長（梶原義正君） はい。簡単に教えてください。

町長（庵逄典章君） あの、スラグ化ができるから溶融炉じゃなくって、あの、すべての溶融のやつはガス化溶融炉だけじゃなくってですね、ストーカー式においても最後（聴取不能）を溶融するというのが、もう今の基本になっておりますのでね。だから、そのそれでガス化溶融炉、スラグ化ができるから溶融炉、あの、ガス化溶融炉を選んだということではありません。はい。それと、その安全が確保されてないということですけども、まあその、そのかなり実例もあって、技術的にもですね、安全が確保されているという技術審査会の答申の中で決定をいたしておりますので、安全が確保されてないものを建設するということは考えておりません。

〔金谷君「終わります」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君）

以上で金谷英志君の質問は終わりました。続いて、36番、森崎

龍二君。

〔森崎君「はい」と呼ぶ〕

〔森崎君 登壇〕

36番（森崎龍二君）

36番、日本共産党、森崎龍二です。

私は2点について質問いたしたいと思います。

1点目は、農業振興と観光振興に関わり、旧南光町で取り組んできたひまわり栽培及びひまわり祭りについてであります。

これまでひまわりを集団栽培してきた農家への助成についてはどのように町長は考えておられるのか。これが1点目。

2点目は、旧南光町で取り組まれたひまわり祭りは、観光型農業を育成し、都市住民との交流を促進し、成功してきました。この観光客は年間15万人。特にまあ、夏場を中心でありますけれどもということで、本当に成功してきたと思います。で、旧南光町では、このひまわり祭り継続を望む声が高いのであります。町長はひまわり祭りに対する見解をどのようにお持ちかお尋ねしたいと思います。

また、新佐用町としてひまわり祭りを取り組むのであれば、旧南光町での取り組みの経験をまとめ、早急にその体制づくりに取り組む必要があると思います。この点について見解をお尋ねしたいと思います。

2点目の国道179号線バイパス早急整備についてであります。

で、旧南光町の大田井橋から佐用坂付近にかけての国道179号線は、朝夕の通勤時には交通渋滞が日常化しているとともに、近年は高齢者も増え、老人車や車椅子での通行は大変危険な状態であり、徳久バイパスの建設は住民の長年の切実な願いとなっていております。そのため、旧南光町では行政はもとより、議会、住民組織、一丸となって県当局あるいは関係機関に対し、繰り返し、繰り返し、その早期実現を要請してきました。町長はこの徳久バイパスの必要性についてどのように認識されておられるか、改めてお尋ねしたいと思います。

しかし、徳久バイパスは現在なお整備されておりません。で、この徳久バイパス整備がこの30年以上という長きにわたって進んでこなかったその要因をどのように考えておられるのか、この点についてもお尋ねしたいと思います。

新佐用町の今後の課題は非常に多くありますが、徳久バイパス整備促進はどのように位置づけて取り組んでいこうと考えておられるか。

この3点についてお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君）

はい、町長。

町長（庵道典章君）

それでは、森崎議員の御質問に対して答弁をさせていただきます。

旧、まず南光町のひまわり祭りについての質問でございます。旧南光町のひまわり畑は議員御指摘のとおり減反政策の、施策の一環として集団転作で取り組んでこられた経過の、

経緯の下、テレビ・新聞等でも紹介をされて観光の名所になったもので、期間中の観光入込み客集が約 15 万人と言われて、非常にまあ賑わいを見せており、新町においても最も大きな観光イベントのひとつであるというふうに認識をいたしております。このひまわり祭りは今後とも地域の特色を生かした地域づくりを進める観点から、地域の皆さん方がこれを継続してですね、取り組んでいくという努力をいただけるなら、当然町としてもですね、一緒になって、あの、今後とも継続をしていきたいというふうに考えております。

お尋ねの農家への助成につきましては、10 アール当たり 17 年度は産地づくり交付金、3 万 5,000 円、町単独補助金、1 万円の合わせて 4 万 5,000 円が交付をされておりますが、18 年度においても旧町とも現行の産地づくり交付金を適用することになっておりますので、3 万 5,000 円となりますが、町単独補助における旧 4 町の助成内容は相違がございますので、まあ 18 年度予算編成に向けて、この点調整を行いながら早急にまあ、実行委員会等を立ち上げたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、国道 179 号徳久バイパスについてお答えをいたします。

この問題につきましては、先に山田議員の御質問等にもお答えをさせていただきましたとおり、当然まあ旧南光町だけでなく、当時の佐用郡といたしましても大きな懸案であったわけでありまして、新町になった現在におきましても、新町最大のこう懸案でありまして、この問題については県当局にまず早くまあ事業化をしていただけるようお願いをしながら、鋭意取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、これまで徳久バイパス整備が進んでこなかった要因についてというお尋ねでございますが、まあ整備手法あるいはルートにつきましては過去に複数の案が浮上しては実現をしなかったというふうに聞き及んでおります。まあ、その要因については私は直接現場に立ち会っておりませんが、から、まあ無責任な発言になるかも知れませんが、ひと言で言えば、地元関係者と行政との意思の疎通が図られていなかったのではないかとというふうに思います。

次に、この位置づけ、徳久バイパスの位置づけ、また取り組みについてということでございますが、何回も繰り返し申し上げて恐縮でございますが、その整備手法は議論のあるところと考えております。交通渋滞の解消・緩和並びに国道利用者への安全・安心を提供することは行政の重い責任と理解をしております。まあ、既に県においても合併支援事業に位置づけをしていただいて、前向きに取り組んでいただいております。過去の経緯総括し、まず地元と町が連携してお互いが知恵を出し合い、住民の参画と協同の下、この事業を円滑に進めるよう、最善の努力を尽くしてまいりたいと思っております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔森崎君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、森崎君。

36 番（森崎龍二君） まず、特にひまわり祭りに関係してですけれども、この産地交付金として 3 万 5,000 円プラス 1 万円という話があって、18 年についてはまだ検討しなければならないという今お話があったわけですが、合わせて 19 年度からまた新たな農業施策というんか、農水省が進めようとして品目横断的経営安定対策という、まあそういう名前のものがされようと、実施されようとしている。そういうことが言われてるんですけども、そうなりますと、また新しい課題が出てくると思われま。そういう点でこの助成について、やはり町単独として考えていく、そういうことをぜひ考えていただきたいというふうに思うんですけど、この点についてが 1 点と、それから、この新佐

用町になりますと、これまでの旧南光町で取り組んできたこのひまわり祭りは、新たな町おこしとして取り組んでいくことができるのではないかと。そういう点で新町の広範囲にわたる経済効果が及ぶような、そういう取組み、工夫が大事になってくると思うんです。この点でこれまで今さっき質問にも言いましたんですけれども、南光町、旧南光町と取り組んできたその経験を十分に、早急に研究というんか、あの、これまで南光町の職員であった方に尋ねていただいて、そして今言ったような経済効果が生まれるように取り組んでいただきたい。

それから、またあの、いわゆる土・日の観光客が中心的に多くなると思います。その点で、担当課だけじゃなしに担当課の枠を超えた職員の対応も必要になってこようかと思えます。こういうことについて、いろいろ課題が出てくると思うんですけれども、町長はこの点についてはどうでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まず、農業政策の面です、国の制度も次々と変わってきております。こういう減反における補助制度においても非常に厳しくなってきましたし、今後ともまだまだ厳しくなるだろうということでもあります。そういう中で、そうなればすべて町単独で補助してやったらいいというふうに要望はあると思いますが、まあそれがやっていく、できるかどうか、まあそれはやる必要があるかどうかというのは次に森崎議員が今言われた、これを経済効果があるか、町の全体のね、その位置づけというものの中で議論していかなきゃいけない問題だと思っております。当然まあ、ひまわり祭りで15万人もの方がこう来ていただいていることは、人が動くことが、まあそれだけでも効果があるという面があるかもしれませんが、実質どういう経済効果が現在あるのか、また今後期待されるのか、また、このことを利用してほかの全町としているんな関連の施設との連携によってね、またより相乗的な経済効果が生まれるのか。こういうことをやっぱし十分議論していったり取り組んでいく必要があると思っております。そういうことであれば町がこれだけの投資をしても経済効果でこれだけ返ってくるのであれば町単独の補助も行うということもできるわけですが、ただ、たくさんの方が来て、都会の人が楽しただけでね、ただこちらがほんとにしんどいめして、皆さんに楽しんでもらっただけで帰ってもらうような形では、これはなかなか続けることができないということにもなりますので、そういう点も含めてこれまでの長年の取組みの経緯というものを十分に踏まえながらですね、今後の取組みについてもさらに検討を加えたいと思っております。

〔森崎君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、森崎君。

36 番（森崎龍二君） あの、まあ庵途町長としては取組みについて経験がございませんので、細かいことは分からないとは思いますが、この旧南光町の農業関係者を中心として、お客さんに夏場、農産物あるいは手芸品とか、そういう買っただきたいなというようなものを提供する中で、かなりまあ経済効果は生まれてきたと、また周辺の飲食店とかそういうことについてもそれなりに経済効果はあったと思うんですけれども、その、だから、十分に研究していただいて、それでこの新町の中での農業関係者の期待もあるんじゃないかと私は考えておりますので、できるだけ早いことその対応をいろんな角度から知っていただきたいと思うんですけれども、そのできるだけ早く対応するという、その

点についてはどうでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。もうそれは、あの、それ担当課において当然検討させます。

〔森崎君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、森崎君。

36 番（森崎龍二君） それと今言いました担当課の枠を超えた検討、そういうことについてはどうでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いや、まあ枠を超えたと言われますけども、当然このことは必要な、あの町として対応することですから、あの例えば、商工観光課を作りましたけども、商工観光だけの問題じゃない、これは農業振興の、農林振興課も当然一緒になって考えてもらわないけませんし、まちづくり課もありますし、それから、その地域のおいてる今の支所においてですね、地域振興課という課も設置してるわけですから、みんなそれぞれお互いにみんな責任を持っております。

森崎君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、森崎君。

36 番（森崎龍二君） まあ、いわゆる旧南光町の支所と、支所があるわけですけど、支所の職員にそれをあの担当しなさいというようなことになりますと大変なことになりますのでね。

〔町長「そんなこと言ってない」と呼ぶ〕

36 番（森崎龍二君） いや、まあ、「そんなこと言ってない」という声も聞こえたんですけど、そうじゃなしに、やはりあの全町の職員、また農業関係者、それぞれあの、それを期待される、そういう方に呼びかけて、ぜひあの効果的な祭りになるように頑張りたいということで、この点についての質問は終わり、その次の徳久バイパスの件ですけども、県の合併支援事業の重点として考えてるという話も聞いてるんですけども、この支援事業を庵逄町長が新町の 1 期目の町長と就任されているわけですけども、この 4 年間のうちに何か進展が見られる、そういう方向で取り組んでいこうとされているのかどうか。その点はどうでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然あの、この前進展をさせていくということでね、取り組もうという思いであります。ただ、あのこの事業、まあ順調に進んでもですね、相当の時間、

年数のかかる事業です。県においても当然合併支援ということで、町は合併特例債等、10年間というね、合併特例法の期限がございます。当然まあ県においてもその期限内の中で考えてはいただいておりますけども、その期間と10年というものをいかにですね、もっと短くできるかということになるのではないかと思いますけども、まあその中で考えますと、私に与えられた4年間というのは非常に大きな期間を占めるわけですから、その中で少しでもまあ着工できるまでとか、少しでもまた事業が進捗できるようになれば一番いいと思っておりますし、まあただ、今のところはできるだけそれに対して最善のいろんな努力をしていくということしか今言えませんが、あの、その結果がどうなるかというのは、まあ今のところ4年後に評価がされることではないかと思っております。

森崎君「はい」と呼ぶ]

議長（梶原義正君） はい、森崎君。

36番（森崎龍二君） あ、御答弁の中に進展してこなかった理由の中のひとつとして、地元関係者と行政の意思疎通の問題を触れられたわけですが、この点について町長として、地元関係者の方々と十分意思疎通を重ねて、で、例えばいわゆる一般的に総論賛成だけでも各論反対だという、そんなような話があることがありますね。だから、そういうことで、あの、徳久バイパスを実現してほしいという願いは共通としてあったとしても、具体的にルートの問題とか、その辺で折り合いが悪かったという、そういう経過が過去にあったということの中から実現してないという現状もあるわけですから、その辺の意思疎通を十分に図ってしていただきたいわけですが、この点についての姿勢はどうでしょうか。

[町長「はい」と呼ぶ]

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然そのあらゆる事業ですね、いろんなことで進めていく上で、あの関係者、またあの地元住民の皆さんの理解ということが、理解と協力ということがなければ何もできないわけです。ですから、あのそのことをですね、あの、これから、あの、事業を進める上でも、あの、当然踏まえて、事業には今言われる「総論賛成、各論反対」という部分はできます。ですから、反対があるからもう放っとくんだということではいつまでたってもできないわけです。ですから、反対の方があれば反対についてどういうことで反対されているか、またそれに対してどのように理解をしていただくかという努力が必要なわけです。そういう努力は当然行政のこれ責任ですから、ただすべての方のね、満足のいくことには当然なりません。これは地域全体としても、まああの皆さん方がやっぱり協力していただくということ、その前提がやっぱり行政、これからの行政運営には絶対に必要なんですけども、住民と、地域住民とのその点も踏まえてね、反対があろうが、いろんな問題があっても、やっぱり放っとくのではなくて議論を重ねるということで事業を進めてまいりたいと思っております。

議長（梶原義正君） はい、よろしいか。

36番（森崎龍二君） はい、いいです。

議長（梶原義正君）

以上で森崎龍二君の質問は終わりました。次は、5番、吉井秀美君。

〔吉井君 登壇〕

5番（吉井秀美君）

5番、日本共産党の吉井秀美でございます。

去る、11月13日投票で行われました合併新町の最初の町長選挙において、庵途町長が発表されました公約、その実現のために誠心誠意取り組まれることを願うものです。それでは、質問に入ります。

まず、1点目に外出支援サービスの充実について5項目の質問をいたします。

高齢者、障害者の外出支援については、旧町それぞれが何らかの対策をとってきており、合併までに調整することができず、現在旧町それぞれの区域で従来の送迎サービスが行われていますが、サービス内容や利便性に格差があります。それぞれの経費と財源内訳について前年度の実績はどうなっているのか、お尋ねをします。

旧町それぞれのサービスについて、利用者数はどうでしょうか。

来年度サービスの統合するべく検討されているようですが、状況の説明をいただきたいと思えます。

旧佐用町の高齢者からは、福祉タクシーはありがたいが、1年に24回しか利用できないということへの不満がよく聞かれます。私は旧南光町の例を示し、旧佐用町の福祉タクシーの回数制限廃止や、利用者負担を軽減することを何度も要求してまいりました。庵途町長は、わが町の方法が一番と言わんばかりの対応でした。合併協議会では、「佐用町、南光町の例により合併後に調整」と確認されました。町長は、選挙公約に「福祉タクシー、ひまわりサービスなどの充実」をあげられましたが、外出支援サービスのあり方について方針をお尋ねします。

「障害者の外出送迎サービスや介護用品購入補助を充実します」という公約についても具体的にどのようなことを考えられているのかお尋ねをします。

続いて2点目に、子育て支援センター建設について質問をします。

建設を公約された子育て支援センターは、どのような事業展開が考えられていますか。具体的な説明をお願いいたします。

仕事も子育ても、さらに社会活動もという子育て世代の多様な要求に応える態勢づくりが必要です。保育の充実、小学生の放課後対策、学童保育ですが、希望者が少ないとかの理由で見送られてきていますが、たとえ対象人数が少ないといっても、子どもの成長は時間を待ってくれません。保育所では延長保育があつて夕方まで安心。でも、小学校にあがつたとたんに帰宅時間が早くなり、鍵っ子もいます。当事者にとっては大変な問題です。放課後の学童保育は新町まちづくり計画にもあがっていますが、急務だと思います。町長の見解はいかがでしょうか。

以上でこの場での質問を終わります。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君）

はい町長。

町長（庵途典章君）

それでは、吉井議員よりの質問にお答えをさせていただきます。

まず、外出支援サービスについての御質問でありまして、経費と財源の内訳につきまし

て、合併後の高齢者の外出支援事業につきましては、昨年9月の合併協議会で決定をいただいておりますとおり、現在では新町で統一化されておりませんので、それぞれの旧町の形態に基づき実施をいたしております。できるだけ早く調整するように努めてまいりますが、現在のところ細部にわたっての詰めができておりません。お尋ねの経費と財源内訳についてでございますが、平成16年度の実績で、旧佐用町のタクシー助成が1,305万1,000円。上月町の診療バス運行が480万2,000円。南光町のひまわりサービスが735万1,000円。タクシー助成が317万2,000円。路線バス乗車補助が123万9,000円。三日月町の福祉バス運行が331万2,000円となり、このほか社会福祉協議会に委託し、実施しております輸送サービスなど、合計10種類の事業の総経費は、3,340万6,000円となっております。このうち、利用者の負担額は、上月町の診療バス1回300円の負担で46万2,000円。南光町のひまわりサービスでは24枚綴り券を、平成16年度では2,000円で、平成17年度からは3,000円で購入をいただいておりますが、この金額が87万5,000円。路線バスでは3,300円の乗車券を利用者が1,000円、町が2,000円、神姫バスが300円を負担をしておりますが、利用者の負担額は41万3,000円となり、また三日月町では1回町内200円、町外1,000円の負担額の合計が41万円となっております。平成16年度までは国県の介護予防事業の補助金が原則として4分の3の補助制度がありましたので、この制度により受け入れた補助金の合計も1,634万2,000円となっておりますが、国の三位一体改革により17年度からは一般財源化され、補助金は廃止されております。以上、外出支援事業にかかるこれまでの経費とまた財源でございます。

次に、利用者数についてであります。外出支援サービスの利用者数につきましては、旧佐用町のタクシー助成が9,321人。上月町の診療バスが1,543人。南光町のひまわりサービスが1万526人。タクシー助成が5,117人。路線バス乗車券補助の乗車券購入者は413人で、三日月町の福祉バス利用者は2,299人となり、このほか社会福祉協議会の輸送サービス利用者は、旧佐用町で166回、上月町で580回となり、16年度中の利用者総数は2万9,981人となっております。

来年度からのサービスについてということですが、先にお答えしましたように、現在合併前の旧4町の事業の内容を細かく分析し、特に17年度からの国県の補助金廃止などを受けて、財源確保の問題、また、町内を走っておりますJR智頭線、ウエスト神姫による路線バスの運行など、総合的な町内交通体系との調整を図る中で、新たな方向性を決定いたしたいと思っておりますが、現在のところはまだ決定をいたしておりません。

次に、外出支援サービスの充実についてということで、公約ということですが、過疎化と高齢化の進む中ですので、高齢者や障害者の外出支援につきまして、その強い要望とその要請を感じておりますので、先ほどお答えをいたしましたとおり、今後十分な協議と検討を加えて、できるだけ早く方向を決定してまいりたいと思っております。

次に、障害者外出支援サービスや介護用品の購入補助についてという御質問の中ですが、障害者の外出支援については、現在では社会福祉協議会にタクシー、車椅子対応の福祉車両による輸送サービスを実施いたしております。今後、この事業については充実に図っていきたいと思っておりますが、先ほどの高齢者の外出支援事業と合わせて検討したいと思っております。

また、介護用品の購入補助につきましては、家族介護用品支給事業実施要綱に基づいて、現在介護認定を受けられた方で、住民税非課税所帯を対象として、紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤等の購入助成制度を実施しております。この事業では、1箇月当たり3,000円未満は全額、1万円までは2分の1を、1万円以上につきましては5,000円を限度として申請により補助をいたしております。ほとんどがケアマネージャーとの調整で事業実施をしておりますので、今後も制度の普及と充実に努めてまいります。

また、障害者の皆さんの介護用品の支給については、補装具、並びに日常生活用具等の給付事業で対応いたしておりますが、障害者の場合はそれぞれの障害程度によって必要となる介護用品が異ってまいりますので、御相談をいただければ専門家等の指導を受けながら対応をしてみたいと思っております。

次に、子育て支援センターということで、センターでの事業展開についてということでの質問であります。子育て支援につきましては、今後ますます少子化が叫ばれる中で重要な課題であります。今回の内閣改造でも特に少子化担当大臣が任命され、また兵庫県においても本年 8 月 25 日に知事を本部長とする少子化対策本部が組織され、本格的な事業展開が図られようとしております。本町におきましても、合併前の平成 16 年度から本年度にかけて次世代育成支援行動計画の策定作業を進めてまいりました。この中で重点項目として地域における子育て支援をあげ、現在行っております。各旧町のママプラザの充実、また新たな子育て支援センターの設置を目標年度平成 21 年と想定し、今後準備を進めてまいります。この中では当然放課後児童クラブの設置、保育サービスの充実や、一時保育事業の実施、また育児相談や子育て支援サークルの充実とネットワーク化なども盛り込んでいきたいと思っておりますが、詳細につきましては今後関係者と十分な協議の上、検討を重ねてまいります。

次に、保育の充実、放課後対策ということについてでございますが、保育の充実につきまして、現在町内 12 の保育園で約 500 名の児童を預かっております。このうち延長保育は、佐用保育園、平福保育園、上月と久崎保育園、旧南光町では 3 園すべて、三日月町保育園などほとんどの施設で午後 6 時まで実施をいたしております。また、一時保育の申し込みも現在は増えてきておりますが、今後とも保育の充実と安全性の確保に努めてまいります。また、放課後児童対策につきましては、本格的な学童保育までには至っておりませんが、国県の委託事業である子どもの居場所事業を各支所などで実施をいたしております。学童保育の実施については、指導者の確保や経費の問題とともに保護者負担も生じてまいりますので、今後検討させていただきます。

以上、この場での吉井議員からの御質問の答弁とさせていただきます。

〔吉井君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、吉井君。

5 番（吉井秀美君） はい。再質問をさせていただきます。

たくさんの外出支援サービスの点でございますけれども、それぞれの町でたくさんのメニューがありまして、今お答えをいただきました。この中でやはり、あの、平成 16 年度実績で見ますと、佐用、旧佐用町のタクシー乗車補助、これが利用人数が 9,321 人で、旧南光のひまわりサービスが 1 万人を超える利用。ということで、あの、外出支援サービスという名に値する実績が残されているかなというふうに思います。そこで、この点なんですけれども、やはりお年寄りの外出支援をしていくということになりますと、タクシーにおいては一番ネックになっているのが 1 年間に 24 回しか使えない。で、特例で追加をお願いして 12 回プラスになる。そういうことでございます。南光のひまわりサービスにつきましては、これも方式としましては自宅まで迎えに来てもらって、それから目的地までという、まあサービス内容は旧佐用町の福祉タクシーと同じような形になっておりまして、利用者としては問題になる負担がですね、非常に安い。1 回、今年度から 125 円になっておりますけれども、それまでは 1 回 83 円で利用ができた。こういう利便性があります。それで、こういう点で私は、あの、やっぱり負担が軽くて、いつでも利用でき

るといふ点で非常に支持が高いわけですが、今回の選挙でも佐用町域でもぜひ、あの、このひまわりサービスをやってほしい。こういう要望がたくさんありました。で、あの、町長も公約に福祉タクシー、そして、ひまわりサービスの充実ということをおげられた点は、この辺にあるのではないかと思いますけれども、その辺の評価、もう一度お答えください。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵邊典章君） まああの、実績を見てもですね、ひまわりタクシーがたくさん、ひまわりタクシーですが、サービスがたくさん使われている。これは当然、ほとんどまあ経費的に、前はタダのような形で何回でも使えと、制限がない。それはもう使われる方にとっては非常にまあ、ありがたいと、喜ばれる制度だとは私も思います。しかし、これについてもタダでできてるわけじゃなくて経費がたくさんかかっていることも確かで、その段階においては国の、からの4分の3の補助金もあったということでスタートされているわけですね。で、まあ、どうしてもこれからの社会、こういう高齢者の福祉サービスとか社会保障についても、まあ、サービスとやっぱり負担のこのバランスというものが出てくると思います。まああの、高齢者の方においてもですね、経済的にはすべてがこの経済的に弱者ではないという面もございまして、まだ若い人の方がですね、まだまだ経済的に大変な家庭もたくさんございまして。で、これからはそういうサービスをいろんな事業を行っていく上で、やはりみんな経費負担ができる人については、自分たちもやっぱり経費負担をしないと、お金についてどこからでも捻出ができるわけじゃなくてですね、当然これはルールに基づいたお金しか入ってこないわけですし、その経費、お金をいかにどういふふうに町民全体の福祉のために役立てていくかということで考えていかなければならないわけですね。そういう点から、あの、この今の高齢者社会の中で、たくさんの方の要望があるということは十分認識しておりますし、その要望が強いということ。そして、これまで旧南光町に、おいてそういうふうな制度で非常にまあ安い経費でこれを実施されてきたと。それは全体からみれば、そのことができればですね、皆さん非常に喜ばれますし、要望もされることは事実だと思います。ですから、ただあの、そのことをじゃあ全町に広げてですね、公平にすべての方に提供しようとしたときにどれだけのお金がこれから必要なのか。だから、そういう面ではですね、使われる方も、まあみんなの公費を使うわけですから、まあある程度の、その制限を加えた中で、条件の中でね、お互いにそのことも、お金のことも考えて使っていただくということもね、これはこれからのいろんなサービスの上では必要だと思います。町がすべてのことに、「どうぞ、何でもやりますよ、やりますよ」だけでは、財政が、また破綻すればですね、それでは最終的にはみんなのいろんなすべての事業というものが大きな影響を及ぼすわけですから、まあそういうことで財源の確保という責任を持ってですね、確保ができる範囲で、住民の皆さんのやはり利用においても、その利用の確保、あの、利用しやすい便利な、便利性を確保しながらもですね、経費についてもまあそういう町の財源、精一杯財源を確保した中で条件の中で、いかにこの制度を作っていくかという、そういうバランスをとった形を考えていかざるを得ないというふうには思っております。

〔吉井君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、吉井君。

5番（吉井秀美君） あの、財源問題でいろいろ、あの、お答えいただいたんですけれ

ども、実績では佐用の福祉タクシーの経費が1,300万円余りで、そのうちの国県補助金が681万7,000円で、ひまわりサービスは、福祉タクシーよりも利用者が多くて、経費が735万1,000円で、そのうちの国県補助金が485万7,000円で、一般財源の持ち出しが161万9,022円。で、あの、佐用、旧佐用の場合の一般財源の持ち出しが620万余りですね。で、こういう、あの、実績を見まして、その国県の補助金を上手に活用しているというか、あの、そういうことで、あの、自宅から目的地までの事業が行えている。で、合併協の中でもそういった、あの、点をですね、重く見て、合併後にですね、経費としては旧4町のお年寄りの、まあ対象者ですね、まあ利用されるであろう人数を算出して、約4,000万ぐらい経費がいるのではないかという計算の上で、その旧佐用の福祉タクシー、ひまわりサービス、これを検討していこうと、調整のメニューにしていこうということが書かれていたと思うんですけども、先ほどまでの町長のお答えでは、目黒議員に対してですね、「ひまわりサービスを残せるかどうか言える段階ではない」ということがあったんです。で、今あの、担当課の調整がなされているようなんですけれども、やはりあの、公約でですね、「福祉タクシー、ひまわりサービスを充実させていきたい」という点についてはですね、これは譲れないというふうに思うんですが、どうですか。

〔高見君「全然違うんや」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

〔町長「注意してよ、あんなん」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ちょっと待ってください。ちょっと待ってください。今、あの、吉井議員との質問のやりとりやから。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、目黒議員はひまわりタクシーについてだけ言われたから、ひまわりタクシーだけを残せるかどうかは今のところ言えませんということをお願いして申し上げたんであって、だからひまわりタクシーのような形を、も含めてですね、検討するというんですから。だから、私はその範囲内において今一番いろいろな分析をしてですね、経費もできるだけ節減をできる中で、またサービスにおいては充実したものにしていこうという努力をこれから検討してやっていこうということなんで。何もだから、何を、ひまわりサービスをやめますとか、しませんとかいうことは一切言うておりませんし、それも含めて検討しますということ言うてるんですから、その点誤解しないでください。

吉井君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、吉井君。

5番（吉井秀美君） はい。あの、誤解かどうか分からないんですけども、目黒議員はひまわりサービスのような、南光、旧南光では「絶対にひまわりサービスをなくしてもらっては困る」という町民の強い願いがある。で、それを、あの4町にですね、広げてい

くつもりはあるのかどうかという質問だったと私は受け止めてるんですね。で、そういう中で、そのひまわりサービスが継続できるかどうか分からないという御答弁は、あの、合併協の確認事項にも反すると思いますし、それから町長の大事な公約ですね、これから見ると後退した御答弁だというふうに思いました。で、まあ、先ほどそういうことではないと言われるので、それですね、その財源の問題なんですけれども、17年度について、その国県の補助金がないと言われましたけれども、それはどこでカバーできてますか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） だから、カバーできるって、その国県がなくなってきたわけですね。まあ、その一般財源化されたと。まあ、これはある意味では国が言えば交付税の中に参入されてますよと言われますけども、交付税のどこに入ってるかということははっきりと、交付税全体が減らされているんですから、実際にその財源を作るためにはですね、いろんなほかの事業も合理化して、効率化して、その財源の確保に努めていかなきゃいけないわけですね。そんなものどころが、財源をその代わりに確保してくれるということではありませんのでね、これは町の責任でやっていかなきゃしょうがない話なんですね。

〔吉井君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、吉井君。

5番（吉井秀美君） はい。その点についてはですね、その三位一体の改革の中で、その地方6団体の要求ですね、きちっとその手当はしてくれということを政府に要求して、その、一般財源化されたとしても、裏づけはしているということが確認されているんじゃないですか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ですから、この分がこれだけのものですよということで上乗せをして交付税をいただくわけじゃありません。交付税総額というのはですね、もう決められてきて出てくるわけですから、その中に算入の根拠としては入ってますよと言われておりますけども、実際に総額としてこれまで例えば20億あったものに、その分1,000万なら1,000万上乗せして交付しますよというようなことではありませんのでね。全体として交付税が減っている中でね、その財源の確保というのは非常に厳しいわけですね。

〔吉井君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、吉井君。

5番（吉井秀美君） はい。まあ厳しいとしても公約は守っていただきたいと思います。それから、この交通の問題につきまして、担当課会議、担当課で協議されているようですが、この留意していただきたいというのが、今、その行政の方はとにかく自助努力とかそういったことで、あの、財源、財政が中心になった話が多くなっておりますけれども、やはり合併を前にしての、合併、この新しい、この欄ですが、この中にも不満は公共交通の充実とすべての人が移動しやすい環境、この問題を本当に大事に扱っていただきたい

いと思います。

それから、時間がありませんので、あの、ひとつ2点目の問題ですけれども、昨今子どもの非常に痛ましいあの、小学校の1年生の子どもがね、広島とか栃木とかで大変な犠牲になっておりますけれども、もう親だけでは子どもを守っていけない、そういう社会になってます。で、あの、えっと、平成21年にセンターの建設が考えられておりますけれども、手がつけられるところからね、放課後対策というのはぜひ取り組んでいただきたい。で、私立の幼稚園ですけれども、佐用のマリア幼稚園のジュニアクラブ等もね、検討していただいて、あの、ほんとにその子育てを支援をしていただきたいと思います。で、今、子どもの下校時にですね、下校時とか放課後ですが、全国的にも知らない人が声をかけて連れ去ったりとかね、そういった事件がたくさんあります。で、あの、昨年度は全国で133件。今年度も10月末までに141件もあると、こういうような社会の中で、やっぱり大人がね、社会が、行政が、あの、子どもを守る、あの、体制をとっていかないといけない。この点についてどうですか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、今の時代ですね、いろんな事件が起きております。そういうこともですね、当然まあ、地域社会として対応できることを協力してやっていかなきゃいけないわけです。ただまあ、その中の制度と、事業として、まあその放課後の子どもたちの学童保育とか、また通学時における安全確保で、まああの指導、集団下校したり、それはまあ当然学校教育現場の指導としてですね、やっていただいておりますし、また、親、PTA、父兄とともにですね、連携し、対応していかなきゃいけないと思いますし、地域においても皆さん方に子どもの安全についてよく理解をしていただいて、注意をしていただくということ。そういう地域全体で顔の面識社会と言われるようにですね、地域の皆さんが子どものことをよく見ていただくと、全体で。そういうことを基本的に作っていかないといけないのかなというふうに思っております。で、まあ、学童保育なんかについての実施についてはですね、これあの、できるところからということですけども、まああの、確かにあの、なかなか制度を作ろうとすれば制度というのは課題があって、どこでも同じように作れるわけにいかない。そこへ子どもが行くのはどうしたらいいかとかですね、そこから今度、そこへ行くまでのですね、責任はだれが持つのかとか、いろんな課題があります。ですから、その点、この点については教育委員会もですね、よくその学校の現場の先生方とも協力をいただかないとできない課題で、マリア幼稚園なんかでいまジュニアクラブなんかをして、来ていただいていいということなんですけども、直接その学校から行くのは何かあまり良く認めないというようなところがあるみたいでね。その点については、今後教育委員会としてもよく中で考えていただきたいなと思っております。

議長（梶原義正君） 以上で吉井秀美君の質問は終わりました。

 ここでお諮りいたします。あと、あの、4名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議なしと認めます。よって、これにて本日の日程は終了いたします。次の本会議は、明12月6日、午前10時より再開いたします。

 本日はこれにて散開いたします。どうも御苦勞様でした。

午後 4時30分 閉会
